

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六百十四号)の一部を次のように改正する。

第七條中「三万八千三百二十三人」を「三万八千九百八十六人」に、「四万四千六百五十七人」を「四万二千三百人」に、「二十五万九千五百八十八人」に、「二十五万九千五百八十八人」を「二十六万三千六百九十九人」に改める。

第十四條に次の一号を加える。

七 自衛隊離職者就職審査会に關すること。

第三十一條中「調達実施本部」を「調達実施本部自衛隊離職者就職審査会」に改める。

第三十七條の次に次の一條を加える。

(自衛隊離職者就職審査会)

第三十七條の二 自衛隊離職者就職審査会は、自衛隊法の規定によりその権限に属せられた事項をつかさどる機関とする。

2 自衛隊離職者就職審査会は、委員五人で組織する。

3 委員は、防衛庁の職員である者のうちから一人、人事院の職員である者のうちから一人、總理府本府の職員である者のうちから一人及び学識経験のある者のうちから二人を、長官が任命する。

4 委員は、非常勤とする。

5 自衛隊離職者就職審査会に、会長一人を置く。会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員がこれを選挙する。

6 会長は、会務を經理する。

7 前各項に定めるもののほか、自衛隊離職者就職審査会の組織及び運営に關し必要な事項は政令で定める。

第六十一條第一項中「防衛施設中央審議會」を「自衛隊離職者就職審査会、防衛施設中央審議會」に、「審議會の委員」を「審査会等の委員」に改め、同条第三項中「審議會」を「審査会等」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「統合幕僚會議及び附屬機關」の下に「(自衛隊離職者就職審査会を除く。)」を加え、同条第五項中「並びに」の下に「自衛隊離職者就職審査会、」を加える。

第五條第一項中「附屬機關」の下に「(自衛隊離職者就職審査会を除く。第百條の二において同じ。)」を加える。

第六十二條に次の一項を加える。

4 長官は、前項に規定する承認のうち、第二項の地位につくことに係る承認を行ない、又は行なわれないこととする場合には、自衛隊離職者就職審査会に付議し、その議決に基づいて行なわなければならない。

第六十六條第二項中「三万六千三百人」を「三万九千九百六十人」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十六号中「並びに」の下に「自衛隊離職者就職審査会、」を加える。

3 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「防衛施設庁の職員で一般職に属するもの」を「一般職に属する職員」に改める。

理 由

防衛庁の任務の遂行の円滑を図るため、自衛官の定数を改めるほか、防衛庁本庁の附屬機關として自衛隊離職者就職審査会を設けるとともに、自衛隊の任務の遂行の円滑を図るため、予備自衛官の員数を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天野委員長 趣旨の説明を求めます。中曾根防衛庁長官。

○中曾根國務大臣 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案の理由と内容の概要について、御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正について、御説明いたします。

第一は、自衛官の定数を、海上自衛隊六百六十三人、航空自衛隊六百四十三人、統合幕僚會議五人、計千三百一十一人増員するための改正であります。海上自衛官の増員は、艦船の増加、対潜航空機の増強及び後方支援部隊の充実等のため必要となる人員であり、航空自衛官の増員は、主としてナイキ部隊の編成のため必要となる人員であり、統合幕僚會議の増員は、情報機能強化のため必要となる人員であります。

第二は、防衛庁の附屬機關として、自衛隊離職者就職審査会を設けることであり、これは学識経験者を含めた五人の委員をもって構成するものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について、御説明いたします。

第一は、自衛隊の予備勢力の確保のため、陸上自衛隊の予備自衛官三千人、海上自衛隊の予備自衛官三百人、計三千三百人を増員して、予備自衛官の員数を三万九千九百六十人とするための改正であります。

第二は、現在、離職した隊員が営利企業の役員等へ就職しようとする場合には防衛庁長官の承認を要することになっておりますが、この承認を、前述の自衛隊離職者就職審査会の議決に基づいてすることとしようとするものであります。これは隊員の営利企業への就職の際の承認について、一般職の例に準じ、部外者を含む特別の機関の審査にかからせることによって、その公正さを担保しようとするものであります。

以上、法律案の提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げましたが、何とぞ、慎重御審議の上すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○天野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○天野委員長 運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。木原実君。

○木原委員 私は、この機会に、成田の空港の問題を中心に運輸大臣の御見解をお伺いしたい。こういうことで御質問を申し上げたいと存じます。いろいろ問題がありまして、しかし、いろいろとまた従来も論じられてきた問題が多いわけでありまして、御承知のように、現地ではたいへんにエキサイトいたしておられて、私どもにとりましてはたいへん心痛をいたしておるところであります。そういう状況を前提にいたしましてお伺いをしたいと思いますが、先般千葉県知事が官房長官並びに運輸大臣のところへ出向きまして代執行を行なうについて政府側の意見を聞いた。こういうふうな報道されておるわけでありまして、けれども、運輸大臣は、知事にお会いになりましていわば政府側の考え方としてはどのような考え方をお示しになったのか、ひとつ差しつかえない範囲でお示しをいただきたいと思ひます。

○橋本國務大臣 先日、友納知事が参りまして現地の事情等の説明がありました。ただいま木原さんがおっしゃるように、なかなか地元はエキサイトもしておる。しかし政府のほうは、何とか四十六年度中には供用開始をしたいという御意向のようである。まあいろいろの意見といひますか陳情もこれもあり、十分まだ最終的な腹はきめておられないけれども、政府としてはどういうようなお考えであらうかというようなお話があったわけであります。

私としては、現地の事情等は、これは空港公団において直接的にタッチをしておるわけでありまして、現地の具体的な事情は私は報告を受けておるといふことでありますからして、大体の情勢はわかっております。したがって、現地においていまお話しのことのような、いわゆるエキサイト

された空気があることも承知はいたしております。ただ、政府といたしましては、これは木原さんも御承知のように、前の国会におきましても、できるだけ最善の話し合いをいたしまして、こういうことで、木原さんはじめ皆さんも御心配くださいますので、種々なる話し合いをして下さったようでありますが、それに伴って友納県知事からは、いろいろ現地反対の人々の要望等も十分に反映をいたしまして、考えの中に入れて、十数項目にわたっての要望書もその後提出がされました。それに対して、運輸省といたしましては空港公団の首脳部とも相談をし、いわゆる反対派の希望ともいわれるような条項、いわゆる騒音対策その他かえ地等の問題等々につきまして、政府側のやれる点は、最善、一〇〇%これを了承して、いこう、こういう方針のもとに、昨年の秋ごろでありますか、十月ごろでありますか、大体その項目に対してはオーケーを与えたわけであります。したがって、その間において、空港公団にしましても、あるいは知事側にいたしましても、また運輸省側にいたしましても、いわゆる政府側にしましても、できるだけの措置は講じてまいったがなかなか話し合いの、いわゆるきつかけがつかめない。その点、木原さん等にもいろいろ御足労をかけまして恐縮に存じますが、さような情勢でありますので、そういうことでやってまいりましたのは、やはり四十六年度中にはおそくとも供用開始をしなければ、御承知のような国内航空のダイヤをある程度拡張していくわけにはまいらない、現在すでに二十数便にわたって減便をしておる状態である。こういうようなこともありまうので、したがって、私からは友納知事に対して、ぜひとも四十六年度には成田新空港の供用開始ができるような措置を講じてもらいたい。代執行等について、そういう前提に立って県当局において現地の情勢を見ながら御処理を願いたい、かような話し合いをしております。

○木原委員 一つは四十六年度中には供用開始をしたい、こういう強い御意向があることはわか

るわけですが、私ども実は先日、なかなか部外者を入れないというのですけれども、気になるものですから現地のいわゆる騒音を擲っておる状況等を見てまいりました。これは伝えられている以上にたいへんに危険なものなんです。しかも農民諸君にしてみれば、文字どおりここに自分のからだを埋めても反対をしたい、阻止をしたい。しかも学生諸君だとかいろいろな応援団が行っておりまうけれども、そういう人たちの問題じゃないんだわね、われわれの問題だ、こういうことで老人あるいは家庭の主婦を含めまして、文字どおり百姓は穴に立てこもるのだ、こういうようなこと。しかも諸般の空気を察しますと、このままでまいりますと事実上そういうことになると思うのです。私どもとしては、たとえ自分の意思を主張する場合でもこれは生きるために主張しておるわけですから、自分のからだを、たとえば死亡事故を含むそういう事故の可能性が十分にあるのを知りながら、なおかつそういうことでやるといふことについてはわれわれとしては同意しがたい、こう説得をしておりまうけれども、とても私どもの説得は聞き入れられないと思うのです。しかし私どもはその努力をしたいと思うのです。しかしその際に、私どもとしては、ここまでできておいて、政治が事態の解決の方法についてあまりにも無力だと思ふのです。そういうことを考えました場合に、何とか名譽ある休戦の道を見出していくべきではないか。そのためには、結論から言いますと、私は三里塚の問題について、当初から地元の関係がありましていろいろとタッチをしてまいりましたけれども、成田空港の問題というものは、決定の段階はきわめて政治的に決定している。そしていろいろな困難にぶつかって、その困難を解決する際には全く政治は介入していかない。むしろ技術的に処理をする、そういう側面が多いと思うのです。たとえ何人かの、あるいは何十人かの農民諸君が、ともあれ農地のために自分の命を投げ出すんだ、こういって公言をして実行に移ろうという段階にあって、やはりいま必要なのは、政治が政治的に動く

というのが必要じゃないか。いままでもお互いにお互いというよりも、農民諸君の政府なり県なりに対する不信感が生まれてくる背景というものを、私どもはよく理解ができていると思うのです。初めからボタンをかけ違えていた、こういう側面もございまして、しかしともあれ、そういう不信感に裏づけされてなかなか正常な話し合いもできない、こういう形のまま推移してきたと思うのです。しかしながら、そういう経過であれ、いよいよ最後のこのままで来ていて、なおかつそれではやむを得ない、話し合いのルートも全くない、こういうことで法に基づいて代執行を通じて、ある意味では力によってこの問題をけりをつけていこう、こういう姿勢だと思ふのです。しかし、知事も何がいかに含みを持ちまして、二十二日から三週間というゆとりを置いた代執行をやるんだという意向を明らかにしておられますが、言ってみれば、この三週間のめどの中でやはり政府としても、われわれはもちろんですけれども、何か努力の方向というものを提出しないと、これはわれわれ議会人として政治に携わっておる者としても、結果はどうであれ、言ってみれば政治の無力を社会から非難をされるということになると思うのです。ですから、話し合いとかという抽象的なことではなくて、やはり政府のほうでも、何がしかの問題点についてあらためて問題の提起をして、そうしてその上で何か双方に譲歩し合って、名譽ある休戦の道は見出せないものか、そのための政治的な行動をやる時間というものが幸いに三週間ほどある実はこういう状態じゃないかと思うのです。

ですから、そこでひとつ大臣の御決意を聞きたいと思うのですけれども、最初申し上げたように私どもとしてみれば、決定の段階はたいへん政治的にきめて、そうして事後いろいろな困難を解決する道というのは、行政技術的といえますか、そういう技術的な処理に委ねられてきた。政治的に動いていく条件を、政府の側の条件をもう一ぺん提起をして、そうして農民諸君に呼びかけてみるそこに何らかの形で話し合いのパイプを、解決の

パイプを新しくつくり上げていく、そういう最後の努力をする、そういう余地はないという御判断ですか。どうでしょう。

○橋本国務大臣 関係農民の反対する、いわゆる土地に対する愛着心といえますか、それはよくわかります。したがって、関係農民の一部の人が何とかしてこの土地にいたい、こういう素朴な気持ち、これに対しては心から同情もするし、また理解もする。ただ世の中は、御承知のようにだんだん進んでまいりますので、その素朴な感情は私は敬意を表するにやぶさかではありませんけれども、この問題はきのうきょう代執行ということになったわけではありません。御承知のようにいまから半年前におそこに決定をし、その当時から反対派の人に対しては、あらゆる方法を通じて空港公団なり県当局が接触を進めてまいったわけでありまして、ですから、代執行というものは突如としてあらわれるものではないのであります。その間六年有余にわたって、いろいろ反対派の諸君に対しては、どうか希望があるならば条件を出してもらいたい、そうして条件に対しては、政府としてはあらゆる方法を講じてできるだけ御満足していくようにいたしまして、こういうことでやってまいったわけでありまして、したがって、成田空港の土地買収につきましては、従来の空港建設とは全く異なった画期的な措置が行なわれておるわけでありまして、もちろんこれで十分だとは思いません。それでも不満がありまう。しかしいま反対しておる一部の人、反対の全部ではありませんけれども、一部の人の中には、何でもかんでもここから自分は離れることはできないのだ、こういう人があるわけですね。それは先ほど申し上げたような素朴な、自分の祖先伝来の土地を離れたくないという土地に対する愛情といふものが主でありまう。あるいはまたいろいろな問題があるかもしれないけれども、その問題は抜きにいたしましても、ともかく何でもかんでも、条件いかににかかわらず自分たちは離れることはできないのだ

こういう少数の一部の人があります。これは御承知のとおりです。それ以外には条件によってはという人もあると思います。そういうことでありますから、代執行というものに、きのうきょうそこまでいきなり飛び越え、三段飛びに代執行に行つたわけではなくて、ここまではあつたが、あつた手段を通じて、少なくとも六年有余にわたつて反対派の人々には説得を続けてまいりました。そこでできるだけの条件は聞いてまいりました。しかし、せんだつて友納知事に言つたんですが、今後においても三週間以上の期間があるとするならば、その間においてもひとつ話し合いを進めてもらいたい、そして政府としては、いわゆる筋の通つたことであればできるだけの措置をいたしなす、騒音対策その他土地の問題で、こういうことを申し上げて、決して政府としては、ただ無理やりに、いわゆる頭から法でもって措置しようという考えではありません。ただいま申しましたように、これは木原さんもよく御承知のとおり、ほんの一部であるかもしれませんが、その人は何でもかんでも離れたくないのだ、絶対にここに飛行場をつくらせないんだ、これでは対話の余地がないわけですね。その点は木原さんも前から、運輸大臣も対話を主張してあるし、話し合ひでやうていこうという態度はけっこうである、自分もできるだけそういう意味で協力いたしなす、たいへんありがたい御協力といひましようか、御意見を承つて私もそういう方向で空港の總裁及び友納知事に対して指示をいたしまして、友納知事からも相当いろいろの条件を出されまして、これに對しては一〇〇%政府としては了承を与えてやうてまいりましたが、何といつても一部の人は、あそこには飛行場をつくらせないんだ、ですからこれはもう対話の余地がないですね。ほんの一部かもしれませんが、そうなりますと、いままで六年半にわたつて努力を続けてまいりましたが、どうしてもやはり最終的には飛行場をつくらなければ、四十六年度中には供用開始にはならない、ということ、日本の国内飛行を含めていわゆる航空事業に

對して円滑なる運営ができない、こういう問題があるわけでありまう。したがつて、私から反対派の諸君にお願ひしたいことは、こういう世界的な情勢、国内の情勢等も年とともに変わつていくのであるからして、決してあなた方を、これからいふゆるどん底に追い込もうとしてゐるわけではないのです、これは御承知のように、まあこんなことを言つては恐縮かもしれませんが、当時十分なる価値のあつた土地ではないものを相当な価格をもつて買ひ上げる。あるいは移転する人に対しては最善の措置を講じてやうてゐる、こういうことをしてまいつたので、いわゆる経済的な生活を奪う考えはもちろんでして持つておらない。経済的な生活に對しては少なくとも豊かなる地位を保障しよう、またそういうような措置をとつてまいつておられます。ただ精神的な面になりますとおればここにどうしてもいたないんだ、こういうことになりまうと、これはやりやうがないわけですね。滑走路をつくらなければならぬから、滑走路のまん中に一坪、二坪あるいは何十坪持つておつて、ここで一生生活することがおれの生きがいなんだ、こつ言われたのでは話し合ひになりませぬ。その点は全国民もそうであらうと思ひます。お互に国民一人一人がたとえその場所を離れましても、その人の経済的な豊かなる生活、あるいは広々言うならば豊かなる精神生活をも与えることが憲法上のわれわれに与えられた義務でありまして、また国民の権利でもある。この点に對しては最善の措置をとります。しかしながら、ここであつたばおれの生きがいがないんだということだけは、これはお互に考慮してまいらなす、世の中の進歩というものはできない。こういう意味において、私は無理やりにいまだ執行を急ぐ考えたのではないので、六年半にわたつて政府はできるだけの努力をしてまいつたということを御理解願ひたいと思ひます。

○木原委員 いまさら申し上げてもせんかたないことであつてすけれども、私はいまの状況といふのは段階が違つてきたと思ひます。私も全然政府が努力しなかつたとは思ひません。しかしながら、その努力の方向が残念ながら後手後手を追つたといひますか、不信感の上にこれと言つても何にもならない、こういう不信感を増大するやうな方向でしか努力が行なわれなかつた。残念なことですけれども、そういう側面があると思ひます。しかし、いままでのいきさつはいささつとしまして、段階が違つてきてゐる。何人かが、おれはこゝで死んでもいいんだ、死にたいんだ、こつ公言をして、しかもその準備を進めておる。そういう段階を迎えて、しかも政府としては、四十六年の供用開始といふのは至上命令だ、もうそれですでおくれきてゐるんだ、いままでもさんざんいろいろやつてきた、どうしようもないから代執行といふことに踏み切つたのだ、こついうことだと思ひますけれども、そういうことを含めて段階の違つてきた状態の中で、何とか少なくとも流血、といふよりも死者を出さない、こついう前提の上に立つて、この段階でもう一ぺん政治的に政府が譲歩すべき点は譲歩するとか、措置を講ずるなら措置を講ずるとか、反対に農民諸君に對しても、死ぬることが本望じゃないわけですから、何かお互に生きていく方途を——感情というやうなこゝとばがしきりに言われまうすけれども、感情であればやはり鎮静を求めながら冷静にこついう方途を双方に見詰めていこう、こついう呼びかけを政府のほうから、あるいはわれわれも現地関係者として、農民諸君に死んでもらうのが本望じゃありませんから、その努力の余地がないかといふのが私の質問の前提なんです。

そこで私は幾つか問題があると思ひます。一つの問題は四十六年の供用開始、これはいままでおくれしておるわけですから、羽田が差し迫つた状況になつておるのは私もよく承知をいたしております。しかしながら、四十六年の供用開始と申しましても、いまの形のままでかりに代執行がスムーズに行なわれて、四千メートルの滑走路が一本できたとしても、これがある意味で完全に機能をするやうになるまでは、なお日数がかかるのじゃないでしようか。つまり東京都心との通係の問題なりあるいはまた付屬施設の問題なり、航空会社の現地移駐の問題なり、滑走路はできたけれども実際に完全な国際空港として機能するまでにはかなりピッチをあげましても少なくとも二、三年ぐらひはかかるのじゃないかといふ気がするのですが、その辺のお見通しはどうですか。

○橋本國務大臣 前段の木原さんの人情味のある、理解あるお話に對しては、全く同感であります。私も死者を出したり人が出したりすることのないやうに取り計らひたいと思つておられます。できるだけ一方においては話し合ひを進めましていふゆる公団側といひましようか、政府側の考え方、県側の考え方を理解してもらへればこれに過ぎたる幸いはないと思つておりますので、その点につきましては、木原先生も側面的によく理解するやう御協力願ひえらば幸いと思ひます。

そこで後段の問題ですが、滑走路は大体十月から十一月ごろまでに完成させたいと思つております。それに対して計器等の附屬のことがありますが、その問題ではあります。滑走路が十月末ごろまでにできまうと、それに対する計器等の装置がおくれまうと、こついう段階から考えまうと、こつ何カ月も、一年も延ばすわけにはなかなかないといふことなんです。

そこでもう一つは、東京までの交通路が完成しないではないかといふお話であります。交通路の問題は幾つかありますけれども、一つは軌道の問題であります。京成も入つていくわけでありまうが、これは多少おくれまうと考へられ、まあまあ供用開始を四十六年中と考へられ、まあまあ考へておられます。京成当局は三月末までには完成するのだと言つておられますが、なかなか金のかかる仕事ですからして、ぴしりと三月末に必ず完成すると思つても断言はできません。しかし京成当局では三月末には——これは大体が十月ごろまでにできる予定であつたのですが、途中の工事の関係

りますれば、それに対してのいわゆる万全の措置を考えなくちゃいかぬ。確かにこの国際飛行場といひますか、ことに最近のような大型飛行場ができませんれば、それに超音速ができませんと、地域の人に迷惑をかけるということ、これはもういなめない事実であります。しかしながら、それはいまの技術をもつてすれば、あるいは装置をもつてすれば、あるいは方音装置等、これを全面的に広く

飛行場をつくるわけにはいかぬからして、やはり二期工事といいますが、これも続いて行なう方針であるというようなことを申し上げましたが、それは全体計画の中で一期工事というものは、まあ飛行機でいえば御承知のように一種の片肺でありまして第二期工事が終わってまあまあ曲がりなりにも完全に飛行場になるわけですから、これはやめるというわけにはいかないんだ。当時、加瀬君なりその他の方の提案は、二期工事をやめるということになれば話し合いがつくんじゃないかと言うから、それはできませんと言った。しかし私は、第一期工事が完成しましたから、あるいは代執行がうまくいったから、続いて第二の問題についても直ちにいわゆる代執行をやっていくという考えは持っておりません。まあ私も政治家でありますから、皆さんも政治家でありますので、そこでやはり、第一期工事でもって實際上の供用開始が行なわれて、どういう——政府の考えておきたような、いろいろ騒音対策とか、その他の問題がありましょう。いままでは机上の一つの測定ですから。また机上の測定といっても、近ごろはコンピュータによってかなり正確なものが出てまいりますけれども、それにいたしませんと、実際の住民生活の關係は實際やってみませんと、ほんとうのものはわかりますまい。そういう意味においては、ほんとうはできれば、まあ第一期の供用開始は四十六年度中と言ってわれわれは一年近くも延ばしましたけれども、これはほんとうは早いほうがいいのです。早くでき上がって、そうしてやってみた上で、これが国民生活、地域住民にどうという悪い影響を与えるか、われわれの考えておきたより以上な面が出てくるということがよくあ

ればあるいは防衛警備等これを全面的に広げやうといけば、金がかかることでありますけれどもこれは措置がでないことじやありませんね。そういう意味において、これは基地問題でも同様ですが、基地問題に關するいわゆるマイナス面は全國民が負わなければならない、經濟的にもある意味においては精神的にも——精神的には理解というか同情ということになりましょうけれどもこれは全國民が負うべきものである。そういう意味において、たとえば新幹線等も同様です。つまり新幹線の駅付近は大きな利益をこうむりましょう。ところが途中の通るところは、あれだけのものが通るのですから、決してあまりプラスの面はない。だが國の總合開発といひますか、國民の豊かなる生活あるいはそういう面を考えますと、そういうようなことはどうしてもマイナス面がありプラス面がある。そのマイナス面というものは全國民の立場においてこれを理解し、また經濟的に救済しなければならぬものだとは私は考えておる。そういう意味において第二期工事については、できれば第一期工事の供用開始の後における状況、情勢等を判断した上で、そうしてやていきたいその間において關係者とも十分に話し合いを続けたいといひたい、かように考えております。

○木原委員　私も、二期工事についてはゆとりを持って考えたいという意味の大臣の御答弁だっただと思ひますが、それは歓迎をしたいと思ひます。大事なポイントになると思ひます。いままで第一期工事に続いて第二期工事、これはセットになつておるんだ、こういう説明をわれわれは聞かされてきたわけですが、成り行き上そういうことになり、その間に何かを見つけたらいい、実

は私もこういう期待を持っておるわけでありまして。

そこで問題は、先ほど来私が申し上げておることの中で大臣の御配慮をいただきたいという問題は、結局問題をしばってまいりますと、一体騒音の問題をどうするかという問題と、それから反対同盟の農民諸君のこれからの生活の条件をどういうふうにするのか、この問題はやはり出発点の問題であると同時に最後の問題もこれだと思っております。ところが、従来いろいろないきさつがございます。いささつがございましたけれども、騒音の問題についても現地側の受けとめ方は、これはもう全く対策がない、こういうふうな受けとめでおるわけなんです。おれのところの屋根の上を大きな飛行機が飛ぶ、学校については防音工事はするかもしれないけれども、個々の農家ではどうしようもない、こういう受けとめ方。あとで詳しい騒音対策を聞きたいと思っておりますけれども、騒音に対する一定の恐怖感があります。これに対して、いままでもいろいろな特例的な措置を成田に対しては講じたい、こういうことでわれわれも話を聞いてまいりましたけれども、それにしても騒音の問題については、私はやはり未解決の分野が多いような感じがします。また努力はしても、これはあとで御質問の中で申し上げますけれども、足りない面があるんじゃないかという感じも実はするわけなんです。騒音の問題をどうするか。

もう一つは、いわゆる代替地といわれている問題にしばられてくると思えますけれども、反対をしておる農民諸君のこれからの生活の方途についての問題が必ずしも確立をしてないわけなんですと申しますことは、確かにいままでも、ある意味では異例の措置で反当たり百四十万近くの買収価格で買収が行なわれたとか、条件派の人たちに對して、ともかくいろいろな形の措置が行なわれまして、しかも、この反対同盟の人たちは当初からボタンをかけ違っておりましたから、それに耳をかさなかつた。しかも、いろいろ措置が行なわれておりまして、条件をのんで他に移転をした人た

ちもいるわけですが、必ずしもうまくいってない人たちもいる。そういう姿を見ておる。当然のことだと思えますけれども見ておる。しかも反対の人たちに対しては、たとえば代替地の条件について千葉県の知事は、われわれに対して同質同量の代替地を同一市町村の中に見つけて提供をする、こういうような話がありましたけれども、事実それが不可能なのか努力が足りないのか、具体的にそういうものが示されていない。どん詰まりで詰めた話、反対同盟の人たちの生活の方途についてのもう少し突っ込んだ提案が実はないわけなんです。畑百姓でたいへん裕福な農業をやつてきておりまして、御存じのとおりなんです。丸朝農協というのは日本のうちで五本の指に入るくらいで、いい蔬菜を提供している地域、それからスイカなどで畑はたいへん粗収入の高い裕福な農家です。そういう畑作農家に對して、たとえば印刷沼を埋め立てた水田をどうだ、こう言ひましても同じ百姓でも畑百姓と水田の百姓とは雲泥の差があるのだ、なにをばかなことを言っているのだという、これまた不信感の一つになるわけなんです。そういう詰めた問題をしばってみましても、幾つか問題があると思ひます。

だから私は、ここでひとつ問題を提供しておきたいと思うのですけれども、そういう言ひまれば、これからの反対同盟に参加しておる農民の諸君の生活の方途についても、代替地の問題を中心にしてこれからの営農の問題については、これは最大限に農民諸君の意向を入れていく。ある意味では条件をのんでいった人たちについては、次々と一種の要求に応じてプレミウムがついているようなかっこうになっている。片方が反対をしていくから、だから果なり政府にしても、条件派のほうを大事にしてプレミウムをつけていったというそういう問題もあるかと思ひます。ですから、ここで大事なことは、代替地の問題を含めてこれらの営農の問題なり生活の条件なり、具体的にどう一ぺんここだということを握って提案してみ

騒音の問題については、法律上の規制その他の問題もいろいろございます。それからまた、いろいろと技術的な問題もあるかと思ひますが、しかし、この騒音の問題については、これも一番大きな問題だと思ひますけれども、やはりこれで最大限、何といひますか、迷惑をかけなくて済むという限度はどれくらいまでいけるのか。現在の法律の規制やいまの政府のワクの中ではここまでだしかながら、さらにここまでやってもいいのだからあるいはやる努力をする、こういうような、これは政治的な問題の提起あるいは政治的な問題になるかと思ひますけれども、そういう呼びかけがこの段階でもう一ぺん必要じゃないのか、こういう感じがします。

いままでは、話し合いとかいろいろなことが行なわれましたけれども、不信感が前提に立つておりますから、政府提案の中身にも何も入っておりません。何も入っていないで、見せつけられるものは農民の気持ちをかき立てるような、ばかにするようなものしか入っていない。だから、われわれは決して条件をのんで農民諸君に出ていけという形のものがなくて、しかし既成事実がかなり出てきた最終段階で、いずれは双方に名譽ある休戦をしなければならぬ。名譽ある休戦をするためには農民諸君にもある程度の譲歩を求めなければならぬ。同時にまた政府も最後の段階で、いわばこれだけの譲歩といひますか、これだけの努力をする、そういうものをやはり出さないと新しい道というものは開けないのではないかと申すのです。いずれは出さなければならぬ問題だと思ひますが、それらの問題についてやり得る範囲あるいは努力の方向、こういうものはひとつございませうか。

○橋本國務大臣 基本的には私が答えまして、あとは航空局長からいろいろのこまかい点については御説明申し上げようと思ひます。

まず基本的には、実は私は、官房長官の時代に価格の問題が出てまいったわけでありまして、そのときに、実はいろいろ大蔵省なりその他のほう

から、反当たり百万円をこえるというのはいくらうな話だ、こういうような——たとえば建設省が提議をつくるときには、反三十万から三十五万程度でこれは買収にかけておる。安いところは二十万前後であります。それを百万以上で官房長官が了承するということは非常にこまるという意見がありました。あるいはまた大蔵省においても同様どうも説明が通らぬ、筋が通らぬ、従来この買収の方針からどうしても措置がでない、こういう意見がありましたけれども、私はこれを退けてそれは情勢が違ふ——また茨城県の知事からも、研究学園都市の買収にあたって、自分のほうは坪八百円程度でやつておる、反当たり三十万円以下ですね、そういうときに、これは茨城県の場合は非常に美田でもあり、よき畑が大部分であります。そういうところをそういう価格で買つておるときに、田や畑を含めて平均百万円をこえるようなことは、非常に自分のほうの買収価格に影響があるから、好ましくないというふうな話もありました。私はそれに対して、それは事情が違ふ。なるほど国の従来の買収の既定方針についてはいろいろの規則があつて、そういうことがあるけれども、これは全国家的な、全国民的な問題がそこに要約されておるのであるから、これははいわゆる学園都市やその他とは条件が違ふからして、したがってそういう基準にはとらわれるべきではないということ、まあ私時代に最終決定、百万円以上になつてもやむを得ない、こういう措置を指示したわけでありまして。そういう点については政府としては、少なくともある地域に対しては特別の考え方、特別の理解を持つてやつてきたことは、これは木原さん御理解願ふと思ひます。そういう数字の上から見ても御理解願ふと思ひます。

もう一つの、第二の問題、いわゆるかえ地の問題、同質同量と、こう申しますけれども、なかなかこれは問題があります。同質同量というものは同じものを運ぶ以外にはなかなかありません。ただ、私、これは個人的な見解も含められますけれども、

ども、長年かかってそうしたりっぱな畑をつくったわけでありまして、初めからそこりっぱな畑ができておったわけじゃあるまいと思ひます。御承知のように、これは千葉県、茨城県を問わず全国至るところ、とにかく農民の長年の努力によつてりっぱな畑になり、りっぱな水田になるわけでありまして、したがって、これは農民の御努力によつてりっぱな畑もできるわけですからその費用をその個人だけにしよせるといふことは、これは好ましくないと思ひます。それではどういふ方法でそういうものをやっていくかといふことは、具体的にはまだ私、案を持っておりませんけれども、しかしながら、長いことかからずしてりっぱな同質同量に近いものをつくり上げることは可能である、事実日本民族はやってきたのですから。そういうことを助成するための方法等は具体的には県知事においても考えるだろうし、われわれのほうにおいてもそれに対する力を十分にかす、こういうことによつて、決して農民が全くこれは何にもならないのだというようなことにならないようにいたしてまいりたい、これについては将来とももちろん私たちが前向きに、またほんとうに誠心誠意をもつて処理をしていきたい、かように考えておるわけでありまして。

具体的問題等は航空局長をして御説明申し上げます。

○内村(信) 政府委員 それでは、命によりまして具体的な問題について若干補足御説明申し上げます。

ただいま御指摘ございましたように、確かに代替地の問題、騒音の問題、それから離職者に対する手当の問題、こういった問題が最も重要な問題だと思ひます。

代替地におきましては、大体現在五百ヘクタールの代替地が準備されております。その中で約四百ヘクタールはすでに処分済みでございます。残り百ヘクタールというものが現在残っております。その百ヘクタールにつきまして、現在の反対の方に對しまして、こういった中からお分けし

てまいりたいというふうに考えております。

なお、これだけでは必ずしも十分とはいへないかも知れませんので、さらに十分にいたしますために、千葉県の協力も得まして、さらに適地を選定しながら、公団のほうで買収交渉を続けるという御承知のような段階でございます。その際には具体的にその希望地の御希望等も十分に伺ひまして、その線に沿つたような代替地をつくつていくというふうな考えであります。

それから、次に騒音問題でございますけれども騒音問題は、御存じのようにいわゆる航空機騒音防止法というふうな法律がありまして、これによつて騒音に対する対策をやつておるわけでありまして、新空港に對する助成がございまして、まず学校等とその防音工事に対する助成がございまして、これは全体で二十五施設について騒音防止工事をやることにいたしてあります。そのうち第一期工事といたしましては十四施設に對して防音工事の助成をいたしております。

それからさらに、騒音区域につきましては、家屋等の移転補償とか、あるいは耕地の買入れといふことをやつておるわけでございますが、その場合に騒音区域につきましては、滑走路の末端から二キロ、それから滑走路の縦の中心線から両わきにそれぞれ六百メートルというふうな地域をとりまして、その中におきまして土地の買入れとか、あるいは移転の補償といふことをやつておるわけでございます。この範囲につきましては、羽田あるいは伊丹よりも、さらに成田の場合の特殊性を加味しまして若干広くとられておられるような現状でございます。

それからそのほかに、新空港の特殊性も考慮に入れます。滑走路のまわりに防音林といふようなものを設置したいといふふうな考えであります。

それからさらに、騒音対策区域内の農耕地につきましては、必要なものにつきまして畑地かんがいの施設を建設いたしました。これによつて農業収入の増大をはかつてまいりたいといふふうに考

えております。

それから、地元関係者あるいは航空会社あるいは公団等が入りまして騒音対策委員会というものを設置いたしました。騒音問題の万般の処理に当たりたい。この点につきましては、現在名簿を公団のほうで作成いたしました。現在具体的に千葉県当局のほうと御相談を申し上げておる段階でございます。

なお、お話がございましたように、先般千葉県知事から騒音の問題について大幅な御要求がございました。これに對しましては、私ももといたしまして、飛行機の飛び方その他につきまして、ほとんど全面的に千葉県知事の御要望を入れて処置してまいりたいといふことにいたしてあります。

それからさらに、離職者の問題でございますけれども、これにつきましては、公団のほうで四十三年の二月に、成田市に生活設計相談所というものを設けてあります。そこでもって離職者の生活設計についてもいろいろの御相談に應じておるといふふうなことでございまして、さらにこういうような点を御活用いただきまして、ほんとうに皆さまのためになるようなことをやつてまいりたいといふふうに考えております。

○伊能委員 関連。さいぜん来同僚木原委員からたいへんに積極的な、しかも成田空港の建設についていろいろな角度から御心配を願つて御意見が提示されたわけですが、そのうちきわめて重要なことは、何とかこの問題を円満に解決をしたいという木原さんの熱情を私も拝聴しておつたのであります。その後、せんだつての知事と官房長官の会談、その後における運輸大臣と知事と公団総裁、三者の内容も実は私も伺ひました。そのうちには、きょう直接お話しは出ませんが、ずいぶん思ひ切つた打開の措置についての話し合いもあつたようでございます。それについて木原さんは、政治的なものが現在の折衝、現地の折衝においてはあまり行なわれておらないではないか、こういうお話がありましたが、私はこの点については、必ずしもそうでないというように感じております。という

ことは、現に三週間のあの期間の間においても、知事は全力を尽くすと同時に、その間に、これは私が申し上げることが適當でないと思ひますので、私は具体的には申し上げませんが、現地の直接の農民、利害関係の切迫した、穴にもぐつて籠城しようという直接利害関係のある農民、直接でない一部の、率直に言つて扇動的な反対運動のための反対という連中はなくして、直接利害関係のある人たちに對するあつせんんの労が、町村長会等とられておることは木原さんも御存じだと思ひます。そういう問題等からして、私は、反対のため先の週の日曜日のようなあの騒ぎ、ああいふふうなものについては、これはお互いに力と力でぶつかり合う以上、当然職権をもつて処置されなければならぬと思ひます。けれども、ほんとうに現実に利害のある人たちのせつぱ詰まつた、ここまできたものをどうやって救済するか、またどうやって納得させるか、こういう問題については、きょうせつかく木原さんからこういうお話があつたのですから、ひとつ運輸大臣におかれても、これらの処理について——実は私は久保三郎代議士にもいよいよこまできたら何とかしなければならぬと思ひますが、一ぺん何らかの援助もほしいといふことすら話しております。したがって、木原さんが政治といふことばを強調されましたが、そういう点で運輸大臣が、もしこの問題について知事と地方だけでいけなければ、木原さん等の御助力も得て前向きの方で打開できるのなら、私は何かそういう方面について千葉県知事と社会党の方々あるいは関係の方々でお話し合いを願う。

一方町村長会等においても非常な努力をしておるといふことで、三週間の期間内に、現実には騒音の問題、いまお話がございましたが、内村局長から滑走路の中心から六百メートル、そのわきのものについても何とか希望があれば買おうじゃないか、あるいは滑走路の末端二千メートルの先でも希望があれば買おうじゃないか、あるいはさしあたり、いま木原さんが問題にされた二期工事の問題、あるいはその後に至る完成中の周辺あるいは

中についても、仕事のできるころは集団農場的な関係、運動農場的な関係でやり得るものは、当然何ともし得るような問題も協議をしようじゃないか、いろいろな問題が提起されております。

したがって、たとえば知事はここで、これはお耳に入っていると思いますが、公共の施設については、騒音対策は、いま内村局長が言われたとおりですが、県知事としては、個々の家について防音家屋、防音室をつくらうではないかというところまで決意をして、予算の計上もしておるといふようなことですから、反対のための反対の騒ぎの連中を対象としないで、現実——せんだって知事が現地へ行って話し合いをしたことも、おそらく木原さん御承知だろうと思います。あのときにたいへん殺気立った面もありましたが、一部の良識ある農民、直接利害関係のある農民が知事を守ったという事実も、私どもは忘れてはならぬ。暴行行為が起これらんとする気配があったときに守ったのは、警官ではなくして一部の利害関係のある農民であつたということを私も聞いております。したがってそういう面から、ほんとうにここまできたら、最後の段階で、何とか木原さんのおっしゃるような形に進められる方途をひとつ運輸大臣も考慮して、せんだったのお話の、知事にさらにいろいろな問題について——さいぜん大臣は、知事にはほとんど全権を委任しておるまた金その他の問題でも、いま直ちに決定されない問題でも、もし現地との間で、これはまあ公平の問題をさいぜん木原さんも言われましたが、条件派については一部条件がよくなつてエスカレーターしておるようなことで、かえつて不公平な面も出るとか、いろいろなお話もありましたが、とにかくここまできたら、何とか流血を見ないで円満にいくめどが各方面から考えられておるので、ひとつこういう問題も努力して、せつかく提案がありますから、何らかの方法で皆さんの協力を得るような道をひとつ大臣も考えていただきたいということを、私は希望として申し上げておきます。

○木原委員 伊能委員からお聞きのような発言が

ありまして、私も原則的には賛成です。ただ、いままでのいろいろないきさつ、それから何よりも決定的には、政府なりあるいは知事なりに対する反対同盟の諸君のそういった不信感、これをやはりほぐしていくというところは容易ならぬことじゃないかと思う。私は、申し上げたいのは、そういうものを前提に含めて何か打開の道を講じなくちゃならない。そこで必要なことは、この際何かやはり新しい政治的な提案をなさる御用意があるかどうかというところを、きょうの質問で明らかにしたいと思つて申し上げておるわけなんです。私が問題提起をしましたのは、騒音の問題の対策あるいは代替地という問題にしばらくおきたいのですが、騒音の対策について、いま局長のほうからいろいろお話がございました。これをいろいろとさらに対策を拡大していくなり、改善をしていくなり、そういう道があるかと思うのですが、もう一つ大きな問題は、たとえば、ジャンボが入ってくる時代ですが、SSTというような飛行機が就航する段階が近いと思うのです。これらも当然こへ受け入れるということになると思うのですが、SSTもこの飛行場へ受け入れるという前提なんです。これはちょっと話がそれますが、どうでしょう。

○内村(信)政府委員 SSTの開発の状況については、最近あまり活発でないというのを聞いておりますけれども、本来成田空港をつくり出す際には、SSTは当然であるべきでありまして、SSTというものができれば、航空における非常に大きな革命でございまして、これを受け入れるに重大な関係があるというふうなことから、SSTも受け入れるというふうな考え方で成田はつくつたわけでございます。

○木原委員 大事なことでございまして、私もその考え方は、騒音問題というのは、なかなか最終的には解決がむずかしい要素があると思うのです。第一に、内陸にこれだけ大きな飛行場を受け

入れる飛行場をつくるということについても疑問があるわけですね。だから私どもは、必要なことは諸外国でも、SSTが入ってくる段階においては内陸側は飛ばせないと、強い規制が行なわれているやに聞いております。これは一つの提案ですが、成田については、たとえばSSTについては就航は禁止といひますか、開発の状況もありませんけれども、SSTクラスの飛行機については、これは当然受け入れないでもいい。この前の私と大臣とのやりとりの中で、成田がかりにできたとにしても、すぐ第三空港の問題を考えなくちゃならない、こういうお話もあつたと思うのです。第三空港の問題には当然取りかかる時期にきています。それならば、あらためて成田のいままでのいきさつ等の教訓を含めながら、政府としては第三空港に取りかかり、成田については内陸であるから、騒音の問題で、将来の問題で受け入れ、最

小限度原則的にはSSTのようなものを入れないというくらいに配慮で第三空港のほうに問題を移していく。第三空港の問題については、でき方その他についていろいろ問題があるかと思ひますけれども、しかし第三空港に移っていく、こういうような政治的な配慮というものができないものでしょうか。そういう提案というものはできないものでしょうか。

○内村(信)政府委員 ただいまの御提案非常に重大な問題でございまして、私の口からそういうふうなことをお約束もできかねるのでございまして、ただ申し上げておきたいことは、SSTの開発が非常に進んでおるということも、実はその騒音に問題があるようでございます。したがっていまではございまして、世界的に非常に大きな問題になっております。したがって、ある意味におきまして、その騒音の問題が解決できなかつた、SSTもなかなか実現できないのではないかと、そういうふうな考えられる節もあるようでございます。

それから、なお衝撃波その他の問題がございすけれども、SSTがございまして、洋上を飛ぶ場合には超音速で飛ぶわけでございすけれども、空港に着陸をするような場合、内陸を飛ぶような場合には、現在の航空機と同じような速度で着陸するといふふうな考えられているように承つておるわけでございます。

○木原委員 技術的には諸種の対策があるいはあるかわかりませんが、それならば、成田に離着する飛行機について一定の騒音規制をこの際明らかにする。たとえば、これ以上騒音を出す、あるいはジェットエンジンの騒音規制を出す、そういうことについてはもっときびしい規制をする、こういうような措置は考えられませんか。

○内村(信)政府委員 騒音規制の問題でございすが、これまたわが国だけの問題でございまして、ICAOという国際民間航空機関がございす。それから、アメリカにおきましてはFAAという航空関係の機関がございす。そこで騒音証明制度というふうなものをつくります。一定のレベル以上の騒音を出すものは飛ばせないとすることをやっておるわけでございす。したがって、SSTの場合にも当然そういうものが適用されるというふうなことを考えております。現実に、騒音の度合というものもだんだん低下しておるというのが実情でございす。したがって、ちよつと例を申し上げますと、コンベア880という機種がございまして、これはいまは日本で使っておりませんが、非常に大きな騒音がございまして、それに比べて、今度ジャンボが出てまいりまして、ジャンボは馬力から申しまして、機体から申しまして、はるかに大きいわけでございすが、それと比べても、むしろコンベアよりは騒音は低いというふうな状況でございす。したがって、これも国際的にそういうふうな低騒音の発動機の開発をいまやっておりますので、逐次下がっていくのではないかと、そういうふうな考えをしております。

○木原委員 あまり時間もないので、騒音論争を

ここであまりやりたくないのですが、私もしろうとですけれどもいろいろ専門家の学者等のお話を聞きまされたけれども、音の問題だけではなくて、音に伴う大きな飛行機の圧力感みたいなものがある、だから、これはなかなかどうも数字の上で議論する以上に、現地の者にとりましてはいろいろな問題がすでに心配をされるわけですね。そういう問題もあります。

それから、よくいまでも指摘をしたところなんですけれども、たとえば成田の管制空域と申しますか、そういうものの設定等につきましても、たとえばブルー14が走っている。これはもう既成の事実として、これを取っ払う行政的な努力というものはあるのかもしれないけれども、われわれは耳にいたしません。そういうような形で、どうしても成田を中心に飛行機の離発着の段階が来ますと、騒音地域が限定されたところに集中をしてくる、ないしは、場所によっては滞空をする地帯が広がる。これは、私もしろうとですが、だんだん調べてみますと、片方には百里の基地の問題がある。片方にはブルー14が走っている。片方には羽田の空域がある。こういうような形で、これらの調整の努力、現地の側から見ますと、農民のほうにはいろいろ必要なことから何と行政的に努力をしていけるべき方向については努力が行なわれてないんじゃないのか。だから、ブルー14については、近い将来にこういう努力をして、この制限はひとつ取っ払って、もう、そうすれば、この空域の利用範囲その他によって現地が受ける音の被害というものは相対的にこういうふうには緩和されますよとか、あるいは百里の、これは自衛隊の関係ですが、何も自衛隊優先であっていいわけはないので、たとえばその辺の調整についてはこういうふうな努力をして調整をするということになれば、音の問題については、現在考えておるよりも、近い将来にはこういうふうな緩和をしていくんだ、こういうような努力の方向というものは出せないのですか。どうでしょう。

○内村(信)政府委員 騒音の問題につきまして、御指摘のように飛行機の飛び方と大きな関係がございます。そこで、飛行機の飛び方につきましては、現在の羽田の管制区域と完全なセパレーションをつけておるわけでございますが、その際に、飛行機が飛ぶ場合にも、県の上空におきましては六千フィート以上でございますとか、あるいはホールディングをする場合には洋上でやるとかこれは先般千葉県知事からの御要望にもあったわけでございますが、そういうふうな配慮をいたしまして、下のほうになるべく騒音が響かないというような配慮をいたしております。

なお、ブルー14の問題でございますけれども、ブルー14と申しますのは、かつて米軍が占領当時、厚木、横田、立川、入間でありましたが、この四つの飛行場に離着陸する飛行機が円滑に運航するために米軍が設定したものでございます。しかし、その後こちらに返ってまいりまして、その際に、正式に運輸大臣といたしまして、大島から日光までの航空路を設定したわけですから、従来はそれを横に突き抜けることができなかったというふうなことから、非常に不便を感じておりましたけれども、その後ブルー14を横切るルートをつ設定いたしました。したがって、現在関西のほうへ向けて飛ぶ飛行機の九〇％はブルー14を横断して飛んでいるというふうな状況でございます。したがって、私、成田との関係は、いま専門知識を持ち合わせていませんけれども、そういうことで、ブルー14というものを横断することも可能であるというふうなことを横断するしてもこの場所ではやむを得ませんので、これは論争すけれども、先ほどの伊能委員の提案等に関連して、これは大臣にきょうの質問の集約として御確認をいただきたいことなんです。局長のお話になりました代替地案、これについては、地元の方々は決して承っていないという要素があるわけですから、これは先ほど申し上げましたように、早い話が条件が合わないわけですね。そういう意味

でも不信任があるわけですね。ですから、これは新しく代替地を設定するとかいろいろ努力は必要だと思えますが、しかし、そういう問題を含めまして、私はやはり、この段階で、知事が設定した代執行の期間三週間、それは長いことではないと思うのですが、最大の努力を政府としてもわれわれとしても当然やらなければならぬと思うのです。そういうことを前提にして、これは大臣にひとつお考えをいただきたいんですが、一つは騒音にかかわる問題、騒音にかかわる問題につきましては、いま局長から御説明がありましたような現状についての最大の努力をしておることなんです。が、たとえばSSTクラスの飛行機については成田に入れないように努力をするとか、これは政治的にやはりそれぐらいのことを私はお示しいたきたいと思うのです。というのは、第三空港の問題、むずかしい問題でしようが、どうせつくらな

いと――当初の意図に反して、でさうが、もしも成田がやはり中途半ばな飛行場になるわけですから、そういう側面、それからもう一つは、当初大臣がおっしゃったわけですが、やはりこのままではなかなか二期工事がおいてそれとはいかないという状況があるわけですから、二期工事はゆとりを見ながら話し合いの場を見つけていくんだという、こういう側面、それから、この騒音につきましましては、伊能さんもお触れになりましたように、知事も、民家の各戸に防音室をつくる。これはひとつ県費でやろうというふうなことで、県会のほうにも提案をしておるようでありまして、けれども、しかし、聞いてみますと、一家に一部屋ぐらいのものを、お年寄りの隠居所みたいなものを防音室としてつくってあげよう。これは予算に限りがありますから無理だと思えます。この努力は買いますけれども、そういう努力が行なわれていくというところは、私も多分多分と思っております。しかし、おっしゃったように、それらの措置でも、県だけでやるのではなくて、国も積極的にそういう努力をする、あるいは騒音対策上の問題については、思い切って成田空港に適用する新しい基準を設けてでも、騒音については迷惑をかけるのか、いってみれば、いずれも政治的なことであると思います。そういう騒音についての国としての積極的な姿勢を私は大臣からこの際示してもらおう、それが一つの呼びかけになる。

それから、代替地を含めたこれからの営農の問題については、現在反対をしておる諸君についても、ある意味ではできるだけ最大の限の協力、努力をしようではないか、個々の条件についてはなかなかむずかしい問題だと思えますけれども、しかしそういう、言ってみれば新しい提案としてそういうものを示しになる。これはこの段階で私は政府がやるべき必要な問題の提起ではないかと思うのです。

私どもは、かりにどういことがあっても、あの危険な中に君たちが入ってまで抵抗をするというところについてはよしなさい、やめなさい、死ぬために反対をしているのなら生きる道を探せ、こう言っているわけですから、けれども、しかしおれたちが穴に入らなくてこのまま手をあげたら、政府は一体何をやってくれるんだ、こう農民諸君からの反論があるので、当然政府としてはこれに答えてくれないわけになりません。だからわれわれは、少なくとも人身事故の可能性が非常に高いあいう穴倉にもぐらせることは、できるだけ努力を払ってとめたいと思えます。しかし、とめたいときに、それじゃといって、早い話が降伏をしたんだというふうなことでやるわけでは、これは問題をこじらせるだけになると思う。だから、そのタイミングと条件を踏まえて、新しい提案を政府のほうから、知事を通じてなり何なり形でやっていただく。その中で、いずれ話し合いで詰めて話合の条件の場を求めていく、こういう努力が急がれる段階ではないのか。そのためには私もできるだけの協力をしたい。社会党も、何か学生と一緒にあそこで旗を振っているのは実は能くはないわけでありまして、やはり議論を持つ政治家と

しての責任は十分果たしていききたい、こういう気持ちでおります。そういうことを前提にして、ひとつ大臣のこの段階での御決意を聞いておきたいと思ひます。

○橋本國務大臣 SSTの問題は、航空局長から説明がありましたように、SSTの騒音あるいは衝撃波の問題は、アメリカが非常に重要視しておるわけでありまして、というのは、アメリカは内陸を飛ばなければなりませんから、したがってアメリカが非常にきつい条件を出しておるようでありまして、もちろん日本の場合におきまして、一部の都市を通りますから、やはり重大なる関心を払っております。ただ、いま技術開発といひますか科学の発達した時代において、そういう問題は早晩解決されるのではないだろうか。地域住民に非常な障害を与えてまで早い飛行機を飛ばさなければならぬとは考えておりません。おそらくアメリカにしてもヨーロッパにしても同様であろうと思ひます。したがって、もちろん現状のままでSSTを飛ばす考えはありませんが、そういう科学技術の開発によって地域住民に大きな障害を与えない状態になつてもSSTを飛ばさないと、こういうわけにはいかまいと思ひますが、もちろん国際的な関係から、最近公害問題で世界各国ともきびしいのでありますから、いわゆるSSTを飛ばす場合には、このような大きな障害がないという前提がなければ、おそらくこれは各国ともめないだらう。その点は、御好意は感謝いたしますが十分政府においても考えてまいりたい。

代替地の問題は、農民にとっては重大な問題でありますから、したがって、知事も最善の措置を考えておると思ひますが、それに対して空港公団當局も最善の協力をいたすものと考えます。ことに御承知のように千葉県と茨城県のような近郊農村においては、最近農業の方法が変わつてきておる。御承知のようにハウス栽培が中心になつてきておる、こういうようなものに対して、いわゆる新しい農業開発というものが行なわれつつありますから、それに対して積極的にやはり政府自

身も助成策というものを考えていかなければならぬと思つております。

また、個々の防音の問題であります。これも現状では、先ほど県当局で考えておるような前進的な姿を見られますが、同時にやはり将来ともに国も考えていかなければならぬ。県当局だけにまかせればよろしいというわけにはいきません。したがって、こういうような公害関係がやましくいわれておる、また住みよい社会をつくる、地域をつくるという前提からするならば、金の問題でちゅうちょする必要はないと思ふ。何も何兆円という金がかかるわけじゃありませんから、たとえそれがために何百億程度の金がふえましても、やはり全体の国民の生活を守つていくという姿勢は政府自身になければならぬと思ひますから、その点においては、私はあしたにやれということではできないにいたしまして、いろいろの点からして、総合的にこれは急速に進めていかなければならぬ、こう考えておるわけでありまして。

いろいろ話し合いの場をつくつたらどうか、積極的な政府の提案を行なつたらどうかという御意見であります。私もどなたかという御意見であります。知事及び空港公団が直接的にこれに当たつておられます。こういう公開の場を通じて、これは国民にも申し上げておることでありまして、この意志は十分知事に伝わるであらうし、あるいは空港公団の関係者にも伝わるであらうし、それからあらためて私自身が提案をしなくとも、こういう問題でやつてまいりたい、こういうことで話し合いのきかけができるであらう。先ほど木原さんから、社会党はただ旗を振り回しておるだけではないというたいへんきつこうな話を承りました。そういう意味におきましては、御承知のように、何か一坪運動というものがあつてありますけれども、社会党が参加しているかどうかわかりませんが、三百名くらいあるようでありまして、こういう問題も御善処願えと、全体の感情の上において、やはり話し合いの場がだんだん出てくるのではなからうか。一坪持つておつて、そうし

て家を建てるというわけじゃありませんまい。したがって、こういうようなとげとげしい問題は、お互いにこの際やめていくということになれば、積極的な措置が進んでいくのではないかとと思ひます。しかし、それはそれとして、この問題があるから私たちはやらぬというわけではありません。たとえ一坪占有の運動がありましても、政府としては国民の立場から政治を行なうのでありますから、いま御提案があつたような趣旨に基づきまして、積極的に、かつ誠意をもつてこの問題の解決へ進んでまいりたい、かように考えております。

○木原委員 大事な時期なんです。もう少し大臣から前向きな話を承りたかつたのですが、一坪運動の問題を反論されました。これは私どもはこの成田空港については、どうもやはり航空政策上、特に空港政策としてはいまでも適切ではなかつた。政策上の問題としてこれは批判を持っています。しかしこまごまと問題がきていくわけですから、そのことを論じておる段階ではない。でき得べくんばすみやかに第三空港についての政府の方針を示してもらいたい、実はこれぐらいの気持ちでおるわけなんです。

それからもう一つは、われわれが何か一坪の地主になつたということは、いま反対同盟の中にこもつておる諸君に対しての権利問題、この権利問題について、これは直接的な橋本運輸大臣の責任ではないかもしれせんけれども、歴代の運輸大臣、それぞれ私も経過を見てきております。これは、もう決定をした、協力をしろ、こういうかぶせ方だつたと思ふのです。だから、われわれ野党として、やはり農民諸君の権利については、これは野党としてその権利を擁護する、そのために協力をしようというものが当然の責務であらう。こういうことで実は出発しているわけなんです。ですから、ある意味では追い詰められておる農民の諸君に対して精神的な支援をしながら、できるだけやはり最善の解決の道を見出し出したい。これはひとつ大臣の御理解をいただいておりますと思ひます。

そういうことなんです。いずれにしましても、最後に私の要望として申し上げておきますけれども、これは、いま全く新しい状況である、新しい段階である。この際に、われわれも努力はもうそろそろしますけれども、しかしながら、政府としてさらに新しい何かの問題を提起するなり、打開の道をはかるなり、その努力の方向を示すのだ、これだけの確信はぜひしておきたいと思ふのですが、その決意はあるやいなや、こういうことなんです。いかがでしょう。

○橋本國務大臣 お話のように、決して流血の惨事を見ることは目的ではありませんので、円満にこの問題は解決していききたい、こういうふうな考へておりますから、できるだけわれわれのなし得る責任において、また努力においてやつてまいりたいと思ひます。

ただ問題は、四十六年度中には供用開始をしたという最終の希望があるわけでありまして、そういう点においては、その間において最終的な話し合いができるかどうかを非常に心配しております。しかしながら、先日とも友納知事に対しては、ぜひ最善の努力を尽くして、期間を置いて、そして十分に話し合いを進めてもらいたい、また空港公団總裁に対しても、その旨を強く指示しておりますので、その間において最善の努力を尽くすと考えます。その結果、従来促進しておつた問題、経済的な問題ではみ出しまして、これから十分政府において誠意を尽くすつもりであります。その点はひとつ御理解を願ひたいと思ひます。

○木原委員 これで終わりますけれども、最後に一つだけ承つておきたいのですが、こたわらうよう成田の空港がほぼ完成をするといひますか、機能を最大限に発揮する時期、これは、さつき申し上げましたように、新幹線の問題とか都心との交通の問題、設備の問題、その他を含めまして、これが大体機能する時期というのは、いまのあれでいきますと、昭和五十年ごろくらいになる感じがするのですが、どうですか、大まかに。

○橋本國務大臣 まあ、できますれば、四十八年度には第二期工事の分も供用開始をしたいと思ひますが、そういうところではなかなかそのとおりにはいかない場合が多いようでありまして、何もかも四十八年度を限度として強硬手段をとるという意味ではありませんが、われわれの考え方、希望としては、四十八年度末には第二期工事分も完成したいと思つております。しかしその間においては、十分に関係者とも話し合ひをしていきたい。できれば円満にこれが片づけば、たとえ半年、一年おくれでも差しつかえない。差しつかえがあつても、やむを得ませんね。

先ほどちょっと第三空港の問題のお話がありましたが、私は第三空港というのは、新しくつくる考えは持つておりません。新しくというの、わざわざ陸地をやつたり、海岸を埋め立てたり、こういうことは、もういろいろな面から見て無理があります。私が民間の第三空港と言つてゐるのは従来あるいは米軍基地もしくは自衛隊が使ひます厚木等の問題がありますが、それらを含めて、いわゆる第三空港が必要であらう。陸地に飛行場をつくらう、海岸を埋め立てて新しい飛行場をつくるのは、實際上から見ても無理があります。したがって、将来はどうしても第三空港は考えますがそれは現在、既設の飛行場を活用する、こういうことが主になると考えております。

○木原委員 もうこれで終わりますが、第三空港はまた次の機会に聞きたいと思ひますが、いままでの御発言とだいぶ違ふのです。中曾根さんが運輸大臣のときも、いや多々ますます弁すだ、東京にも大阪にも北海道にも国際空港は必要だ、それからこの前、大臣も、私の質問にお答えのときにこれはもうすぐ第三、第四の飛行場をつくるのだ、そういう土地がありますかと言つたら、いや土地は幾らもありますよ、こういう御見解だったので……

○橋本國務大臣 いまおっしゃつたのは、羽田を中心としての意味だと理解しましたので、それは考へておらぬが、国全体を考へれば、もういわゆ

る関西第二空港は四十年中に決定をしてあるいは将来北海道の札幌あるいは沖縄を含めて国際空港は必要でありますから、全体の関係でいうならば、これは別問題ですが、ただ羽田を中心にしての新しい国際空港を新たに土地を造成するといふ考へはない、こういう意味であります。

○木原委員 それでは終わります。どうもありがとうございました。

○天野委員長 文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

文部省設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「養護学校における教育」の下に「（特殊学級における教育を含む。）」を加える
第八条中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 国立特殊教育総合研究所に關し、予算案の準備その他の他部局に屬しない事務を行なうことと。
第十四条中「国立教育研究所」を「国立教育研究所」に改める。

「国立特殊教育総合研究所」に改める。
第十八条の次に次の一条を加える。
（国立特殊教育総合研究所）
第十八条の二 国立特殊教育総合研究所は、特殊教育に關し、主として實際的研究を総合的に行ない、並びに特殊教育関係職員に対する専門的技術的研修を行なうとともに、あわせて特殊教育に關する研究の連絡及び促進を図る機關とする。

2 国立特殊教育総合研究所は、神奈川県に置く。
3 国立特殊教育総合研究所の内部組織は、文部省令で定める。

附則

この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。

理由
特殊教育の一層の発展と充実に資するため、文部省に国立特殊教育総合研究所を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天野委員長 趣旨の説明を求めます。坂田文部大臣
○坂田國務大臣 このたび、政府から提出いたしました文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
心身に障害を持つ児童生徒を対象とする特殊教育につきましては、近年養護学校や特殊学級の増設など量的拡大の面ではかなり著しいものがありますが、教育の内容、方法など質的充実に面においては、これまで十分な研究が行なわれていないため、いまだ説明されていない分野が多く残されております。

また、特殊教育の対象となる児童生徒のさまざまな障害の種類、程度等に即応して適切な教育を行なうためには、絶えず特殊教育に従事する教育職員の資質の向上をはかつていくことがきわめて重要であります。

このため、文部省の所轄機關として国立特殊教育総合研究所を神奈川県横浜須賀町久里浜に設置し、特殊教育の一その発展と充実はかることとしたのであります。

本研究所においては、特殊教育に關し、主として實際的研究を医学、心理学、教育学、工学などの立場から、総合的に行なうとともに、特殊教育関係職員に対し、より一そう専門的な知識、技術を修得させるための研修を行ない、あわせて特殊教育の研究に關する市外の資料を収集し、提供するなど研究の連絡及び促進をはかることとしたし

ております。

なお、この法律の施行日は、昭和四十六年十月一日といたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○天野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○天野委員長 次に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 政府機關を幾つかつくるという設置法でありますけれども、きょう実は時間がないところで、何とか大臣のあいだときにとつて、いろいろのしきたりに従つてやっておりますと時間になくなりまして、承りたいポイントを少し最初に聞かしていただきたいのであります。

この間、外務大臣、ほかの場面だつたと思ひますが、けれども、沖繩返還に伴う所管の省としての政府の考へを御説明になつてゐるようでありまして。

「衆、参兩院沖繩及び北方問題に關する特別委員会における愛知外務大臣による外務省所管事項の説明（案）」、こうなつてゐるのですが、この内閣委員会も總理府所管でございまして、無関係ではないわけでございます。本来ならばあらためて承りたいわけでありまして、時間の關係もございまして、その点は省略をさせていただきます。

そして、これは、端的に承りますが、どういふおつてもりと言つたら、所管事項の説明だとおっしゃるかもしれませんが、書いてあるのを注意深く読みますと、何か餘がかいてあるやうな感じがいたします。やがてここに書いてあるやうなことがふうなものが日程に上がつてきますやうなことをここで言つてゐるやうな感じがします。その意

味では、ようやくこの段階から大臣は、具体的な返還交渉協定作成等についての多少のところについて、あるいは概略というふうなところについて、ぼつぼつ口をお聞きになるのではないかと感じますが、これを見ていて、将来大きな問題になりそうなものをばんと幾つか言っておられるという感じがするわけでありまして。したがって私は、やはりここまですると、もう少し突っ込んで、かつて藤山さんが中間報告までされておられるわけでありまして、奄美大島あるいは小笠原の状況とはたいへんに違うわけでありまして、もう少し親切に突っ込んだお話をさせていただかないかという気がするのでありますが、もう少しこれから進んでものを言うという気持ちがございますか。まずそこから聞いておきたいのですが。

○愛知国務大臣 その協定、これは他の委員会でもしばしば申し上げておりましたから、お聞きいただいております点もあるかと思ひますけれども、実は現在の段階では、まだ協定の原案というところまでいっておりませんような段階でございますから、現在公に言えることは、まだ抽象的なことにならざるを得ないわけでございますけれども、これから国会の開会中でもございまして、いろいろの質疑応答を通じて、われわれとしては何もうた隠しにしようというような意図は毛頭持っておりませんから、いろいろの機会を通じて政府の意図しているところや、あるいは話し合いの内容等について煮詰まりつつあるようなところが出てまいりましたならば、そういう点等については、できるだけ質疑応答等を通じてだんだんお話をするようにいたしたいと心がけておるわけでございます。

それから、いま安保条約の改正のときの状況にお触れになりましたが、あのときは、もうすっかり話し合いが煮詰まりまして、条約案の内容、骨子等も全部いわば内定したという、相当きりぎりの時期にああいうことをされたように記憶いたしております。

○大出委員 ひた隠しにする気はない、ま

りそうなのについては、それが多少抽象的なものであっても申し上げるつもりだというお話なんですね。前向きでそこまで御親切に言っていたら、いて恐縮いたしますが、それではひとつ私のほうも、ひた隠しにする気はないとおっしゃるし、しかもまともなようなものについてはなるべく申し上げたいというし、あるいは抽象的な形になるか、しれぬけれども、こういうわけでございまして、そこで承りたいのでありますが、シュナイダー公使はいつお帰りになるのですか。

○愛知国務大臣 これは私、よく知りませんが今月中には帰ってくるのだらうと思ひます。

○大出委員 来週というお話を皆さんの関係局の方が話しておりますが、これは相手の国のことでありまして、あなたもかくといたしまして、さて、この返還協定そのものについてずばり承りたいのですが、あなたのほうは——これはアメリカ局のある方が、いま新聞にたくさん出ておりますが、これはほとんど虚報でございまして、こう言うわけですね。虚報、つまりうそだと言うのです。

さて虚報だということになりますと、たいへん新聞でいろいろ書いておりますことは違つたものがおたくのほうの所管の中になければならぬと思ひます。協定そのものはたいへん短いものになりますというところで、そこで性格はどういうものであるかという、小笠原の返還協定、この方式でいきます。文章は非常に短いものになつてあといろいろ付表に書くのですよということなんです。これはやはり陰でございまして、はつきり言つていただかぬと困る。これはいまおっしゃったように、まともなやつかかっておるものは、それは多少抽象的であつてもひた隠しにする気はないとおっしゃるのですから、私も調べるだけ調べ

て伺つておるので、知つていて言つておるというふうにおとりたいたいいいというふうな思つておるからいす。だからその的はずれなことは——これは聞いていただければわかりますけれども、的はずれなことを言つておるのじゃありません。だから、まず一つ問題は、小笠原返還協定の

方式、これが一つの基礎になる。その方式でよろしうございませうか。

○愛知国務大臣 これは、小笠原それから奄美の返還が、いずれもサンフランシスコ平和条約、特に第三条によつております。そういう関係では同じようなスタイルになる。大体そうお考えになつていただいていいと思ひますが、しつこいようですが、文盲、ワーディング、書き方などについて、まだそこまでする先方との話が進んでおりませんが、考え方はそれでよろしいのじゃないかと思つております。

○大出委員 じゃ、柱と称するものを、またさっき私が申し上げたある人が四つばかりおあげになつていますが、中身を言つてもいいのですが、まためんどくさくなればどなたが話したと言つてもいいのですが、いまの点お認めになつたようですが、小笠原返還協定、こういうスタイルでいく、ただワード、つまりことば、文盲がどうなるかということば、地域が違いますからいろいろあると思ひます。

さてそこで、世の中の新聞に出てゐるのは虚報だ、つまりいろいろなことがたくさん並べられてゐるのですけれども、そうではなくて非常に短いものだ。概略あるいは抽象的に考えれば、そういうことになりませうか。

これは、もう一つつけ加えておきますが、アメリカ側に問題がありまして、たとえば行政権というものが立法権というところにあまり深く入り込むというところは、議会对策上困るとか、日本よりむしろアメリカ側に、国防省、国務省等の意見の相違等が沖繩返還にまつわりまして非常に激しくある、だからむしろ向こうの側でできるだけ簡単なものにしたい、こういう気持ちで非常に強い、こういうふうにおたくのある方は言つておられるのですけれども、そういうふうな受け取つてよろしうございませうか。

○愛知国務大臣 先ほどの点をちょっと補足いたしますと、奄美、小笠原と同じように、サンフランシスコ条約からきた考え方でございまして、

そういう意味ではそういう姿が相当参考になるといふ意味を申し上げたわけでありませう。

それからその次に、内容的には、もう四分の一世紀に及んでおりますし、百万人の県民の方々が全く違つた法体系のもとで生活を余儀なくされておられる、こういう状況でございまして、中身におきましては、奄美、小笠原とはずいぶん違つて、広範囲で深くなつてくるのはやむを得ないし、またそれが当然のことだらうと思ひますから、そういう意味では奄美、小笠原の協定とはだいぶ違つた姿になるかと予想いたします。

それから、いまのお尋ねですけれども、非常に簡単なものになるのじゃないか、それからアメリカ側がそれを欲しているではないか、私はそれほど簡単なものとは考えません。それからアメリカ側はいかに考えるかわかりませんが、先ほど来申し上げておりますように、こちらとしてはいま申しましたような考え方で、そしてこれはいまも御引用になりましたが、内容として、協定に掲げました中で非常に重要だと思ひますのは、対米請求の問題、それから裁判に関連する引き継ぎ、これはまた法制上、機構上非常にむづかしい、ややこしい問題でございまして。それから米國資産の処理、これは資産の引き継ぎの問題と私どもも言っておりますけれども、これは三公社の事業とかあるいは軍事以外の行政的な建造物とか施設とかいうものもこれに含まれますが、そういう問題。それから沖繩に現に存しておる外資系の企業を取り扱い、おもな点としてはこういう問題であらうと思ひます。おまな点としては、これについてきちつとした話し合いをまとまして、中には金銭的な問題も相当ございませうのですから、そういう点については実は大蔵省と財務省との間でも相当真剣な下話といひますか、あるいは交渉の一部局といたしまして、現に協議を積み重ねつつあるわけでございます。

それから同時に、非常に大切であると思ひますのは、よく論議されますとおり、安保条約関連取りきめ、それから地位協定、すべてが返還の日を

X日といまして、そのX日にずばりと本土並みに何らの変更なしに適用されますから、その日まで諸般の準備を並行的にずつと積み重ねて、また合意の必要なものは日米間で合意をしていかなければならないわけでございます。

それと今度は相関連して、これは主として国内官庁の問題ではございますけれども、沖縄対策庁が中心になって、国内関係各省庁の立法その他の措置の用意をい進めていくわけでございます。相関連して、いわゆるワンパッケージでございただきませんと、ほんとうに沖縄の方々が具体的な身近な問題をそれぞれお持ちになっておりますから、自分のこの問題はこういうふうになるのだなということが御納得いただけないと思ひますので、もうこまかい点にわたりますのですつかり準備と体制をつくっていきなさい。そして、いわゆる沖縄批准国会におきましては、それらを全部ワンパッケージで十分審議をいただきたい、こういうふうにご心組んでおるわけでございます。

○大出委員 私がおし上げしたのは、協定本文の話をしたのです。協定本文というものは非常に簡単になるという話を承りましたが、さて、いま最後におし上げた返還日をX日とすればというお話がありました。この日まで並行的に詰めるものは全部詰めて、はたしてその日まで事務手續が終了するかどうか非常にむずかしい問題なんです、こういうふうにいまおし上げた。だから返還協定自体は返還日を入れないで事務手續終了後すみやかにというふうになるんじゃないですか。いまのお話では、そこで、事務手續終了後すみやかにという意味は、事務手續を来年の六月末日までに終了するという目標を立てられて、七月一日から、こう説明されているのですよ。大臣、あなたはどこまで御存じか知らぬけれども、首をかしげられてもだめですよ。こんなことはちゃんと書かれてなければ困るじゃないですか。別な場所でご言えて、言えないという手はないでしょう。静かに承っているのですから答えてください。違う

なら違うでいいですから。

○愛知国務大臣 いまのお話はこういうなにかわかりませんけれども、まず第一に返還日—返還日という協定発効の日、つまり私はいまかりにX日と申しましたが、これをいつにするかということについては、まだ日米間の合意ができてないわけですね。これを協定の上は何月何日と書くことになるか、あるいはこちらの国内手続はきわめて明瞭なものでありますけれども、先方の国内手続はまだどうなるか、これからのことですからわかりません。したがって条約の一般論から申しますと、たとえば批准を交換した日から何日に発効するというような条約のていさいいもございましてそれから何月何日に効力を発生するという書き方もございまして、そのほかいろいろの書き方があると思ひますけれども、この点はまだ煮詰まっております。

それから四月一日ということにつきましては、私は昨日沖特で申したのですけれども、琉球立法院としては、四月一日を非常に希望しておられるわけですね。これは私は非常によくわかりますというところをお答えしているのです。なぜかといえ四月一日は琉球の発足された記念日でもございまして、また事務的にいえば、日本とすれば会計年度の始まりの日でもございまして、その日が非常に大事な日であるというところは私も十分腹に入れて考えてまいりたいと思ひます。ただ、これはまだこれからの問題でございまして、結論がどうなるかわかりませんが、この琉球立法院のお考え方を私としては十分腹に入れてこれから交渉に当たっていきなさい、こう考えておるわけでございます。

それからもう一つ御質疑がございましたが、それがどうか、いろいろ希望の観測やあるいは仕事ぶりを申し上げておるかと思ひますけれども、X日がきまるといふよりも、政府の態度としては、七二年中に、なるべくすみやかな時期に、ぜひここまで実現したい。逆算いたしまして準備をねじりはち巻いてやっているとございまして、国

会と政府との間柄におきましては、この年内に、本年の後半には批准国会を開きたいだいて、そして十分御審議をいたしたい、年内中には国会での御結論を出していただきたい。そうすれば、それを踏まえまして、七二年中なるべく早い機会に効力が発生するように、政府としてはさらに十分のこまめがでるわけでございまして、そういうふうにいいたしたいというのがわれわれ政府全体のいまのこまめな方でございます。

○大出委員 協定は九分どおり、つまり事務的に詰めてきて九分どおりでございまして、シュナイダー氏が来週帰ってくるその段階で急速に進む、こういうものの見方、まあだれが述べたか、あなた方は首を振るからそれはあとから言います。だがしかし、私の耳に入っておりますのは、世上新聞などで、協定案文を持ち帰っておるとかなんとかというふうに載っております記事もありましたが、そういうことではない、そうではなくて、いままでずっと詰めてきて、向こう側の、いま大臣がいみじくもおし上げたのですが、相手方の手続もありましよう、そこをいろいろ相談されるのでお帰りになっておるのだと思ひます。だから帰ってくれば、その意味では事務的な詰めは急速に進む。したがって三月が交渉の山、つまり三月一ぱいというところが目途だと思ひます、進行段階でありますから、何とかひとつ進行をはかるといふふうな努力をいつて、四月末から五月初め、このぐらいのところを目途に両者の協定が合意に達するところを持ち込みたい、そこであるいは調印を意味しておるのかもしれない、という形にして、大臣がいま言っておられましたけれども、四月という希望もあり、七二年度中という約束もある。米会計年度でいけば、当然七月一日になる。だから、そういう意味では日にちを何も入れなくてもいいんじゃないか。これはだれが言ったということはたな上げに上げておきますけれども、これは判こをついた、事務手續終了後すみやかに、それが期間があるわけですから、四月、七月という二つの目標があります。両者の主張があります。あ

ります、日付を入れないでおけば、事務手續終了後すみやかにということ、片一方は七二年中というのがある、琉球政府のたつての四月一日がある、こういうわけでありまして、話し合いの場もありましようし、またおのの立場でつかまえるところえ方もありましよう。四月一日なんだといつてもいい。ただし会計年度という関係が、ありますから、アメリカとすれば、七月一日から先まで沖縄援助費をアメリカで持つ気は毛頭ない。あたりまえなんです、いま金がないのですから。そこから先はもう日本です。これだけは間違いないです。こういうふうに進められていくというところを私は言っているわけですね。これはずつと立てておられる目途を私はいま申し上げた。その辺は大臣、何もごだわらぬで—それはどうなるかわかりません。最終的には向こうさんは、シュナイダーさんが帰ってきて、そうじゃないと言いかもしれない。言うかもしれないけれども、現状からいはい—私もやみに鉄砲撃っているのではないのだから、私も実はこれからまた沖縄に出かけていく予定も持っているのですから、沖縄現地の方々と研究会をたくさん人が集まってやるといふので、私も担当しておりますから、防衛問題もあれば地位協定の問題もある。そっちをやつてきておるわけですから、さらに返還協定という問題がこちらから新聞にいろいろの角度で出る。出るけれども、さっきおっしゃった、ひた隠しにする気はない、抽象的であっても進んでいるものについてはとおっしゃるから、それに乗って私はおたくの関係の方々からということをさき申し上げました、それはたな上げしてもよろしいですけれども、耳に入っている限りのことをいま申し上げたわけなんです、そうではない。進行状態であつて、ただし相手があるからどうなるかはそれはわからぬ、それならそれでけつこうなんです。そういうふうに進めていただけないか。

○愛知国務大臣 私は、おっしゃることはよくわかるのですが、とにかくだんだん時期が迫つてまいりますから、大体お聞き取りになったり御想

像になつたりしているような筋でいくと思ひます。ただ、二点だけ念のために申し上げておきますが、シュナイダー公使がいまワシントンに行つてゐることは事実なんですけれども、彼我ともに、やはりなかなかむずかしい問題がたゞさんございますから、御了解はぜひいふんしてゐるわけでございますが、やはり今回の場合はだんだんにちがひが出てきたから、彼の動向というものが注目されてゐるのかと思ひますし、それからシュナイダーが帰ってくる、こないにかかわらず、だんだん本番の山場がいよいよ目前の状態なんですけれども、やはり私もとしては、来月から四月一ぱいあるいは五月にかけてがほんとうの山場ではないかと思ひます。実質上の話の着詰めをやりますのは。

それからもう一つの点、先ほどもちょっと申しましたが、発効の日とは準備が整ひ次第云々というふうにおっしゃつておりましたが、これは私が先ほど申し上げたとおり、条約のつくり方として、たとえば批准交換の日から三十日目とか、それからもうずばりと何月何日とか、いろいろな方式があると思ひますが、これはひとえに、これからの作業の進行とにらみ合わせて、なるべく早い時期にきめるようにしたいという考え方でございまして、それ以外のことは考えておりません。それから、たとえば両方の事務的準備が完了次第なんというふうな書き方とか考え方とかというの、私は現在のところは頭にないわけでございまして、協定の締結まで進めば、そしてあと双方の国内での審議手続が終わりましたならばすみやかに発効ができるようにというふうな考えていくべきものであらうか、こういうふうな考えております。

○大出委員 そうすると大臣は、現状、何月何日というつまり返還の日付、発効日、これをお入れになる、こう考えられますか。

○愛知国務大臣 これはこちら側よりも、やはり相手方との話し合いの問題でもございまして、私が想像いたしますのに、アメリカ側の政府と議

会との関係で、この書き方というのはかなり影響されたいと思ひます。これは実質問題じゃございせんのですよ。その書き方なんです。それはそういうこともございまして、まだはつきり何ともいひたしかねます。

○大出委員 これは大臣、私も無理言つてゐるのじゃないですよ。いろいろ政治的にむずかしい問題がある。お互いの思惑も立場もある。だからさつき私が耳にはさんだ話を申し上げたら、私は条約のあり方として、調印をするということになれば、三十日とか六十日とかそれはわかりませんが、いま口の端にされたのは、そういうことで日にちははつきりしたい、それしか頭にないとおっしゃるから、じゃ日にちを入れるのですかと念を押したら、いや入れる入れないというのは相手方があるからわからぬとおっしゃられたんじや、あなたの頭には日付を入れるしかないとおっしゃつておいて、それはこつちはそうだけれども、向こうがあるからわからぬとおっしゃられると、そうなるさつき私が提起したことだつてあるかもしれない、こうなるでしょう。それは矛盾でしょう大臣お答えになつてゐるみずからの御答弁の中の矛盾ですよ。あなたの頭には、調印をする以上ははつきり何月何日、こういうふうにしなさいとおっしゃつてゐる。それしかないのだとおっしゃつておるのに、私がじゃ日にちを入れるんですと念を押したら、そういうわけにいかない、向こうがあるのだ、こう言われる。それはおかしいことになるのじゃありませんか。だから、私の耳に入つてゐるのはどつちの事情か、それは知らぬ。それを聞いているのじゃない。現状を聞いているのですよ。相手がある、ですから、向こうがどうきま

るかかわらないけれども、経過の中にはこういうことがあつたから、先々はどうなるかわからぬ、そのことを前提に私も承つておるのです。だからアメリカのほうのやり方が言つたつて、どこから考えたつてアメリカの上院というものは——条約批准権は上院しかないのだから、三つしか方法ない、いままでの例からいけば、そうでしょう。

それはアメリカがやる場合には三分の二なら三分の二というオープンでやつていく方式がある。あるいは持ち回りのなものもあつたり、三つばかりありますよ。どれをとれるか、これは知らぬ。私もにはわからぬ。どれをとつたつて、大臣がかつてどこかで答えになつてゐるけれども、喜んで両方が話がついたということになれば一番いいのだが、どんな方法でもそれはかまわぬ。かまわぬけれども、しかしやはり問題は、いま私が申し上げたのは一つのポイントなんです、琉球政府の立場からすれば、だからそこをこのころをくどくどわるのですよ。見方によつてはこれは小さい問題ではない。ところが、あなたのほうの答弁があつちへ行つたりこちへ行つたりして二つのことをおっしゃるのではわからぬですよ。日にちを入れるという断定ができますか。それは相手があるからあくまでもわかりませんか。

○愛知国務大臣 これは、私は正確に申し上げてゐるつもりなんです。日米両方で合意をいたしまして、そして何月何日ということになると思ひます。話し合ひは。しかし、条約の書き方として、何月何日にこれは効力を発生するという書き方も条約のテクニクとしてはあり得るわけですね。それから多くの条約は、両国がとにかく批准を交換する、あるいは今度は批准の交換という形にはならぬかもしれませんが、アメリカの上院の手続いかんによりましては。しかし、いづれにしても向こうはオーケーという、要するに国としての意思表示があるわけでございますね。こちらが国会が承認ということが絶対の条件でございますね。それで、それが両方で合致したときから何日以内と書いて、それが両方で合意した何月何日に合致するよう書き方を条約上やることも、これはテクニクとしてはあり得るわけでございます。私は、ですから大出さんのおっしゃることはよくわかり、かつ実質的にはおっしゃつてゐるとおりだ、こういうわけでございます。

○大出委員 実は私がさつき耳にはさんだというところで申し上げたのとそう変わらぬことを結果的に言つておられる気がするのですけれども、それはそれでいいのでありますが、そこで、まあ大筋はお認めになつたようでありますから、事務的には三月段階で詰めていく、さて調印という運びになるについては、四月末から五月くらいというもの最後の詰めになると思ひます。こういうことだらうと思ひます。これはわかりませんが、相手がございまして。またそれるかもわかりませんが、当面はそういう進め方で進むのだからと思ひます。さつきで、先ほどお話をありました小笠原方式というのが前に出てゐるわけでありまして、これは先例もありませんから当然だと思ひますが、これはまだそこまでのいふのはよつと早いのですが、時間の関係もありまして、申し上げておくのでありますけれども、一つは、さつき大臣がおっしゃつた請求権の問題がありまして、この請求権問題、これは条約十九条との関係もありまして。そこらのところをどの程度どうかぶるのか、お答えいかんではともかく承つてゐるものでありますけれども、つまり請求権の放棄という問題一つがありますから、それをどの程度どういふふうな考えておられるのか前例は小笠原返還協定に書いてあります。それを中心にして、そこらはどういふふうにお考えになりますか。

○愛知国務大臣 これも沖特その他でしばしばお尋ねがある点ですが、サンフランシスコ条約の第十九条によつて放棄した講和前の請求権というのは、沖繩の場合も当てはまるというものが従来からの政府の解釈でございますので、これは放棄することになると思ひます。しかしこれは、非常にいろいろ政府としてもこの点について苦心を重ねてゐるわけでございますけれども、沖繩県民の方々がとにかく請求権として主張されてゐるもので十分の根拠ありと認められるものがあるわけですね、相当。それについては、できるだけこれを尊重いたしまして、本土政府としても十分の関心を持つてこれの処理に当たるべき問題である、こういうふうな考えております。

そこで、大臣、この間ほかの委員会で請求権に
關して十項目ばかりあるというふうにあげておら
れますね。この十項目、お手数で恐縮なんですが
十ですから、簡単に言っていただけですか。

○愛知国務大臣　私は前国会の末に、これは実

が出てまいりますね。この問題について、この間の沖特における大臣の答弁を間接的に承りますとまだ議事録がありませんから、正確に私も読んでおりませんが、何かどうも個別方式でたいへん御努力がいただけたというニュアンスのお答えになっているように承るのでありますが、そのところのポイントになるところをどういうふうにお考えかをお話しいただきたいと思います。

○愛知国務大臣　私は沖特で、本日もおいでに

なっておりますが、中谷委員等から非常にこまかく御質疑を受けて、私もなし得る限り御答弁申し上げたわけですから、これはおとといでございますか、そのとおりに考えておるわけでございます。要点だけ繰り返して申しますれば、返還になる

題が、この処理が八割くらいは個別にサインをしてもらって、折衝して苦勞して片づけているわけですね。二割残ったうちの一割五分くらいのところは、その後まただいいぶ苦勞して、ようやく話し合い妥結にこぎついている。最後の五分というのは、これは要するにおどかしたのです。実はいまも横浜市の神奈川区にモータープールというのがありまして、米軍の接収用地でございますが、旧地主は横浜倉庫という会社が持っている。ここの

んかの場合、横浜の港湾のほうに千若というところがございます、ここには六万坪ばかりの土地があるわけで、これはいま米軍が使っておるわけですが、ここなんか、法律に基づいて取り上げるぞというその間のやりとりの歴史を、こ

ぬけれども、私が言ったのもお認めになっているようでありますから、これはわかりませんけれども、そういうことで詰めていった場合に、最終的にそれこそおとし取ることでもない限りは、なかなか個々に合意をしにくいという問題が出てくるかもしれない。これはやってみなければわからないことですけれども、そこで心配な非常に大きな問題が出てくるわけですが、これは上層谷なんかの例もそうでありますけれども、この安

全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法、えらいやかましいことばですけれども、この附則の2というのがありますね。九十日、九十日と、こ

私はここに紙に書いたものを持って先ほどから遠慮しいしい話をしておりましたが、人がほかでしゃべったのをそのまま持ってきてここであまりずけずけ言いくいから気をつけてしゃべっておりますが、あまりそつちもこつちも口をつぐんでしゃべられぬから、ひとつ突っ込んで言ってみたのですが、これは御容赦いただきたいのです。

いまおっしゃっている、つまりここまでできない、あくまでも民法上の個別契約で無名契約になるかもしれない、上瀬谷式にいえば、ここであとえば、不作行為なら不作行為というものを約束した。十年もかかってそうだった。ところで、さて沖繩の場合に現に基地はある。上瀬谷なんかの場合はあまりが制限区域でございまして、Aゾーンから始まるゾーンでございまして、だからそれは十年もかかって米関係において皆さんはお待ち願える。だから十年もかかってまとめた。安保条約の継続している期間と、あれはなっているんです。ところが、さて沖繩の場合、考えてみたらそう簡単に十年待つてくれというわけにいかない、これは火を見るより明らかだ。だから現地の皆さんも心配をする、これはまた当然です。そうするといま言われる理想の姿ですが、そうすればこの心配はなくなるとおっしゃるのですけれども、くどいようだけれども、もしその理想——理想というものはあくまでも理想でございまして現実がある。そうすると理想の姿なんだが、現実にはそれはいかない。だから問題のポイントになっているのだ。こういうお話になるので、そこが問題のポイントだと先ほどおっしゃったから、理想はこうあるのだが現実そうはいかない、日米間のポイントになっているというお話です。そうでしょう。そうすると、大臣がここでその理想に向かって、あくまでも日本政府はどんなに努力をしてもやるのだというところでやり通すとおっしゃるなら、これは出てこないというところで私は信用する。そうではなくて、いまの話は理想なんです。しかし現実そうはいかないのだというところでこれをお考えだということになると、小笠原の協定方

式でばしゃんとやられる。そこが実は沖繩現地の四万の方々にとっては最大のポイントなわけですよ。だからそのポイントをお答えをいただくにあたってはさきでほしいのです。いまの答弁で理想を言われることはけっこうだが、日には差し迫っている。先ほどおっしゃった四月末から五月、私が指摘を申し上げたとおりあなたのほうで答えになっておる。そうすると私が承りたい手順というものは、これから一体どういふふうにお進めになるのか。地主の方々とどういふふうに進めていくのか。四月末から五月という段階で調印していくところになる。その間に話を全部つけてしまいう、つけてしまえる。その五月の段階で話がつかないというところになった場合は、そこで出てくる協定というものは小笠原方式になって出てくるというのであれば、私がさっきから申し上げておる小笠原方式、この腹はいま現にあるということなんだ。ここからわずかに——いま二月の末です。いまから五月まであなたのほうは、いま見ているところ、地主の皆さんとそう連日積極的に交渉しているとは見えない。これからどういふ順序になるのですか。

○愛知国務大臣 これはおっしゃることも私は非常によくわかるし、それからお考えのところと私の基本に考えているところは一致しているように思います。そして現にそういう基本的な考え方で政府といたしましても交渉すべきところは交渉しているわけでございますから、これ以上この点についてあまり多くを申し上げることは差し控えたいと思います。

それから順序でございしますけれども、協定の話が煮詰まった段階までに個々の地主さんと云々というようになことは考えておりません。これは協定ができましたときに、米側の考え方それから日本側の考え方の合意ができるわけでございますから、それをもとにいたしまして——それから同時に、今後は米側の立場にしてみても、提供していただきたいところの施設、区域、あるいは逆にいえば、放したくないというか、これはぜひ何とか残した

いというものもありましょう。そういう個々の施設、区域等についての話し合いというものは、この協定はフレームでございまして、そのときに個々の点々でございまして、そのときには、しかし、考え方、その後の作業の進め方について、それから県民の方々に、どういふふうなことでその事柄が進んでいくかというふうな、大綱やスケジュール等についてはできるだけ明らかにしておきたいと思ひます。そして先ほど来申し上げておりますように、それから今度は国会の御審議を願うまでの時期において、これに関連するいろいろの準備も十分詰めて、国会の御審議の際にできるだけ詳細に御説明をできるようにする。

それから、実はいまお尋ねのような問題につきましては、御承知のように、本土におきましては防衛施設庁がその衝に当たっているいろいろの苦勞をされているわけでございますから、この協定ができるに従いまして、専門家の相当の経験を積んだ連中を現地に派遣してもらうことにいたしまして、そういうこともその間どんどん準備を進めていくつもりでございます。

○大出委員 そうしますと、順序は、日米間の合意が行なわれた、さて協定ができた、いまのお話は、どういふところが必要だ、どういふ土地がどういふところのことはそこそこできる。それからおたくのほうは個々の地主さんと話し合いをして個別契約なり、何なりを結んでもらうように進めよう、こういうふうにいまお話しになったんですね。そうすると、協定はできてしまったということになりますと、協定を合意するにあたって——いま私が申し上げましたロラン基地をいまだに硫黄島は持っております。私は昨年行ったのですけれども、そうすると、あれはなぜ今日維持されているかという、ここに五年だという規定があるから政令で暫定措置がつくられていくから、協定がそのことを予測しているからこういうことになる。そうすると、そのことをその時点でやっておきながらなければ、もしかりにあなたの方のほうの個別契約の努力をされても、正当な主張でござ

います、四万の地主さんの方々の団体からは現にたくさん主張が出ております。それを多少知っている私の目から見ても、御満足いただくような合意に達するところまで持ち込むにはたいへんな努力が要するだろうと私は思っている、四万人も対象ですから。しかも私の知る限りは、土地台帳や何かさっぱりはつきりしないのが山ほどある。しかも戦災で、あるいは米軍が接収をして形質の変更がどんどん行なわれてしまっている。こういうわけでありまして、さっきの請求権十項目の中につぶれ地ができてきたり減失地ができてきたりする。しかもその中身をいろいろの実地調査をみてびっくりした。これは日本の本土におけるような状態ではない。たいへんなことになっている。それはもう十分御存じのはずだ。そうすると、協定締結にあたってこの種の歯どめがないとすれば延々と争いが続くかもしれない。そういうケースが出てくるかもしれない、こう見なければならぬ。

○愛知国務大臣 そこで、私もその点を非常に重視しておりますから、その点については、一つはアメリカ側との話し合いということが現に進んでいる最中でございしますから、基本のお気持ちは私もよくわかり、私の気持ちもよくわかっていた

だいておると思ひますから、この程度にしておいていただきたいと思います。

ただ、私は、沖特でも明らかに言っておりまうように、私は日本政府の立場として、いわゆる岡崎・ラスク協定というようなものはつくりたくございませんと、これを対米交渉の基本線にしております。これはそれ以上はちょっとあれですが私の基本姿勢はそうでございます。

○大出委員 これは大臣、ここを実はあいまにすべきでないと思ひ思つておるのです。幾ら相手があつても、百万民の方々がこれだけ長い間苦勞されて本土復帰をされるのですから、いま私は大臣のお気持ちがおわらなくてはならない。わからなくてはならないけれども、私は具体的にものをあげて言つておるのですから、私が、小笠原方式でやるというふうにおたくのある人がおっしゃつておつたと言つたら、あなたはそれは言下に否定された。それは平和条約との関連で言つておるのだ。それならばポイントはこのなんですか、一番大きな問題はこれなんですか、あとは請求権放棄の問題なんです。そうすると、この一番大きな問題ははつきりしないで、私が聞いている小笠原方式でいかざるを得ぬというところは、そんなことを言つたはずはないと言つてみたところで、信用できないじゃないですか。いまの大臣の答弁からいへば、入つてくるならばまさに小笠原方式であります。だから、小笠原方式にならざるを得ぬという点はお認めになつたほうがいいと思ふ。

○愛知国務大臣 さあ、どうでしょう。認めたいほうがよろしいのでしょうか。私は日本人の立場というのを真剣考へまして、その点はお気持ちにはよくわかります。それを交渉に臨む——もう臨んでおるわけでありまう。そこで、いまの小笠原の協定のことを中心に御論議でされども、これは、安保条約改定のときに岡崎・ラスク協定というものはなくなつたわけですが、このなかつた安保条約の前の時代のあつた考え方政府として、私自身といたしましてとりたくないというところで、私の考え方は一貫してると自分

では思つてございしますが、そういう態度でひとつがんばりたいと思ひます。

○大出委員 私の言つてゐる意味は、なぜ認めたいと言つたかといふと、そのときになつて、さてぎりぎりまでいって、希望を皆さんが持つてぎりぎりまでいって、出てきたら、これは何だということになると、これは取捨つきやせぬ。だから私は、いまアメリカとのやりとりの中で、抽象的でもいいですよ、ひた隠しにしないとおっしゃつておるのだから、これは個別方式で生々としていけるという見通しをお持ちなら、はつきり言つていただきたいし、譲る気がないなら、断固としてそれで行くのだと言つていただきたい。そこををはつきりしておきまうともしあなたがいまここで小笠原方式で三年、五年などいふんだと言つたら、それこそたいへんな大騒ぎになる。そういう状態をつくつて対米折衝をあなたはやつたほうが、それならやういふ、そう思うから、まだ先があるんですから、その腹がいまあなたにあるならあると言つたほうがいい。それこそこれはおさまらうかぬ事態が起きる。その起つた中で、あなたはそれを切つて、できまうせんというようにしなければならぬことになる。そうならば、そのほうが私はよほどのスムーズに進む。そうでなくて、私、ぎりぎりまで理想に向かつて努力いたしました、いたしましたが、結果的にできまうせんというところになると、これはたいていへんなことになる。だから、私は執拗にその点は詰めてゐるんです。どういふふうな情勢を御判断になりますか。気持ちはおわかるんです。

○愛知国務大臣 これは問題を分けて、対米折衝の問題といたしましては、これはまた論議を呼ぶ点かと思ひますけれども、安保条約として、日本側としても、これは施設、区域として提供すべきであるということになつて、合意をいたします。しかし、これはこちらとしての主張があるわけございませう。安保条約の目的に照らし、それかなおそれに付加して沖縄県民のために必要と思

うところは、多少そういう点からは食い込むかもしれないけれども、できるだけひとつ提供するほうからははつたしたいといふことをもつて基本線にしておるわけですから、そして、対米的には、そういう考え方でおるわけでございます。

それから、そういう約束をしたが、それができないという場合の御懸念でございしますが、これは何とか、この基本的な対米折衝にも関連いたしましければ、施設、区域を提供すべきものと合意をするものについては、国内的にいろいろと、これは非常にむづかしいことであると思ひますけれども、関係の方々の御協力によつて約束したことは貫徹するようにしたい、こういうふうな考えでおります。

○大出委員 わかつた上でまことに恐縮ですが、大臣、どうしても心配だから言つておくれどもこの三年、五年だ、これは暫定措置法に基づく政令ですけれども、こういう措置をおとりにならぬ決意なんだ。それはそれでいい。そういうふうにお考えなら、はつきりそれはそうしておいていただきたい。いかがでございませう。

○愛知国務大臣 これはいま申しましたことに尽きるといふけれども、要するに、日米間の話し合いといたしまして、いかなる施設、区域を提供するかといふこと、日米間の折衝はこれが重点でございませう。そして、それについての政府としての態度は、申し上げたとおりで、現にそういうことで折衝をやつておるわけでございます。それから政府として提供することについて合意したものに、政府と民有地の場合には、地主との間にどういふふうなやつていったらいいかといふことについては、もう政府の考え方としては、あくまで地主の方々の御納得、御協力を得て処理をしたい、こういうことです。

とを許される。」と書いてある。そして地位協定二条がありますから、それを知らないわけじゃない。ないけれども、何があつてもこの方式だけは私はとつていただきたくないんです。正直言つて。これだけ切つてほしい。せつかく四半世紀にわたつて暮らしてきた方々で、初めからアメリカが施政権を持つてゐる。事情が違ふのです。

だから小笠原のように、地域的にも狭隘であつてあるいは人口を見ても、沖縄ほどではないといふところ、これは比較するわけにはいかない。だから、そういう意味では、ふたをあげたときにこれはなかつた、私はどうしてもこれが心配になるので執拗に申し上げただけけれども、あくまでも民有地については個別契約の方式で全力をあげて努力をするんだ、そこところはよろし。ございませう。答えてください。

○愛知国務大臣 あくまで政府と関係地主との間において納得のいくような処理をいたしたい。これで全力をあげてまいりたいと思ひます。

○大出委員 ということであれば、私もそういうふうな思つておるわけでありまうから、せつかくの御努力をいただきたいと思ひます。時間の関係がありますので、あと数点に止つて終わりたいと思ひますが、もう一つこの間の沖特でどなたも質問なさなかつたというのが一つここにあるのでありますが、これまたふしぎなことだと私思ふのでありますが、この軍事基地外道路、たとえば一線線だとかいふのをさすのかもしれないという気がするのでありますが、二十幾つかあるというふうな琉球新報なんかには書いてありますけれども、それをさすんだらうと思ひますが、この所信を表明したいた文章の中に「三公社、軍事基地外道路、行政用建築物」こういうふうな並んでおるわけでありまうが、この軍事基地外道路、ここにこれをおあげになつたのは、買い取りという趣旨でございませうか。

要するに、ここに例示いたしましたのは、パブリックユーティリティとでも申しましょうか、今後とも沖縄の県民の方々のために末長く公共の用に供せられて便益のあるもの、こういうものを——ここもまた御意見がいろいろあるところだと思ひますけれども、全部いままで施政権者だったからつくったのであるけれども、みなただで置いていくというのでも少し言い過ぎではなからうか。これは実は国内的な問題でもございしますが、率直に申しますと、数日前に大蔵大臣が予算委員会でも明日にいたしておりますが、そういうものについて若干の、何といひますか対価といへば買取りと同じじやないかという議論もあるかもしれせんけれども、買取りという意味じやなくて、将来長くパブリックユーティリティとして使えるというようなものについては、中身をじっくり検討し、また将来の見通しを立てて何がしかの支払ひといひますか、対価を提供することは、大蔵大臣としても考えておる、こういうことを予算委員会でも表明しておりますが、これが政府の見解でござい

す。

○大出委員 そうすると、これこれ金をかけたからこれこれ払うというんじやないんですね。ここに書いてあるように、パブリックユーティリティとおっしゃいましたが、住民にとって有益である、そういう観点から、何がしかの、まあ言ってみれば、義理を果たすぐらいのことをする、そういう受け取り方でいいんですか。

○愛知国務大臣 これはここに述べましたとおりでございます。一返還後も沖縄の住民にとつて有益であると認められるような資産の引き継ぎについては、日米間の協議を通じ、公正かつ衡平な解決を図つてまいりたいと考えております。、こういうことばの中の意味は、そういう意味でございします。つまり現在を評価して、それを全部お金を出して買取りするという意味ではございせん。○大出委員 どうも悪いんですがね。ここに書いてあるとおりとおっしゃるのだけれども「公正かつ衡平な解決を図つてまいりたいと考えており

ます。」といわれても、何が公正で何が衡平なのかさっぱりわからぬのです。ずいぶん幅があることになりまして、これだけ金をかけたのだからこれはしようがないじやないか、これも衡平だ、公正だ、あれだけかかって使つてきて——かつて使つてきたということはないが、使つてきたのだから、早い話が元は取れていないじやないか、置いていけといつたら、全くただで置いていくというわけにはいかない、それじやないから幾らか払うかという程度の受け取り方とはいへんが開きがあるのですよ。私も伝法なことを言つては恐縮だけれども、この気持ちはおそらく沖縄の県民の皆さんはみんなあると思うのですよ。だからそれを衡平だとおっしゃるならいいのですけれど、これじやだれもわかりませんから。後者だといひまのお話だから、そういうことかと本日は承つておきます。

それからもう一つ、「行政用建築物」——琉球政府の建物なんか含むのだらうと思いますが、ここにちゃんと書いてあるのですが、この琉球政府の建物というのはどういふわけでできたのですか、歴史的には。

○愛知国務大臣 実はこの書き方は非常に抽象的で、いかにも解釈に幅があるのではないかと、ごもっともだと思つております。これはまだ煮詰まつておりませんので、この考え方を披露したわけではございません。これはいまおあげになりました琉球政府の建物をどうするかというふうなところまで実はまだ話が進んでいないのでございしますけれども、いずれそういうものが具体的にになり、またこういう関係で、たとえが予算上はどのくらいが計上されるかというようなことが明らかにになりますれば、これは具体的にたつてくるわけですが、先ほど申しましたように、この関係とか、それから請求権の問題とか、これは大蔵省、財務省の間、あるいはもちろん現地側の諸機関がいろいろ参加しておりますけれども、こういうところではまず事態とそれから現在の評価ということには、先ほど言つたような考え方でございまして、いろいろ

の点、角度から考えて、衡平妥当な処理をつけたい、こういうふうな考えている段階でございしますから、抽象的なことしか申し上げられない点は私ももともと恐縮に存じておる点で、もう少し時間がかきましたらだんだん明らかになると思ひます。

○大出委員 沖縄におけるいろんな論議を陰ながら聞きまして、私の耳に入つていた外務省内のいろんな話を聞いて心配になつて、先ほどの点を小笠原方式というのであつさり政令でばしつとやられたのじやないへんなことになると思つてお聞きしたわけですが、だいたい大臣の気持ちがおわつてきた気がするのであります。したがつて、それを中心にするのは結構よいと思つたのですが、念のために幾つか簡単に承つておきたいのであります。

私も琉球政府におじゃまをしたときに、もう数年前に内閣を委員会の視察がございまして、あそここの鉄のワグに書いたものがございまして、たしかデディケイト・ツーツーでしたかな、そういう英文の説明があそこにあつた。つまりあれは献呈する、献上するという意味、献と呈はささげるといふ意味ですね。そういう内容であつたように記憶しているのですよ。数日うちにいきますからまた見てきますけれども、そうすると、本来あの建物というのは沖縄県民の皆さんに、あの英文を翻訳したとおりであれば献上をした、こういう感じなんですね。ですが、私はそのいきさつをつまびらかにいたしませんけれども、そうなるていものなら、沖縄の皆さんはほとんど英語がおおかりになる方々ばかりですから、そういうふうなものを買えの何のとうふうなことになるかと、これはいささか看板に偽りになりはせぬかという気持ちもするし、見解が違えば、間違つたことを将来言つちやまずいから、直していただきたいと思つております。

それからもう一つ、三公社なんかも、アメリカの議会証言や何かを皆さん御存じのとおりです。ガリオア資金をもつて始めてあと利息みたいなこ

とで利益が大きくなったのだとすれば、これもここにあるように「公正かつ衡平な解決の中に入つていくわけですね。そうするとまた、「公正かつ衡平」ということになる、もうけ過ぎちゃつていふのを買えとは何だという理屈が当然出てくるでしよう。アメリカの議会証言にもあるじやないかということにもなる。そういうふうな点は、一体ここにいう「有益である」、有益であるから「公正かつ衡平な解決」をはかる、これだけじやこれは幾ら何でもやっぱりわからない。行政府の建物の中には、離島の八重山あたりを含めて気象庁だのあるいは局舎だのいろいろあると思うのですが、そこらのところも、今度はこまで来てい

るわけでありまして、どういふ気持ちでこういうふうにされたのか。先ほどの道路の件は、琉球新報を見ますと、道路の件は二十二本あるといふのです。一ノ線だとか十三号線含めて約二百十二キロあるといふのです。これだつて、先ほどの話からいって、気持ちはわかりますけれども、小さくはない。同じ意味で三公社なんといふのはた

いへんなものだ。そこらのところは方々で質問が出たことだと思ひますけれども、私、沖縄の問題で外務大臣に質問するのは初めてでございしますから、念のために、せつかく所管事項としての考え方を御発表になつたわけでありまして、そこに書いてある文章でありますから、ぜひひとつ御見解をお述べおきたいだと思つてございしますけれども、まず第一に琉球の建物ですね。これは政府としてもあらためてよく調べておるわけなん

です。それでデディケイトといふことも承知しておりますけれども、ところが、実際には琉球から借用証書が公に出ているのです。ただ最後のあれは別といたしまして、事実関係を申しますと出ていふことになつておりました。琉球の所有になつていないのでございします。これは内部的といひますか琉球と米側。そこでその扱いをどうしたらいいかということについては、やはり検討中でござ

でございます。

それからガリオアにつきましては、一昨日もあらためて御質問がございましたから政府の見解を明らかにしておきましたが、実はアメリカ側でもいろいろの記録や証言がございますけれども、たとえば一番はっきりしているものの一つに、一九五二年四月三十日の極東軍司令部から琉球軍司令官あて指令に「ガリオア資金を米国に払い戻させるために琉球人に負担をかけることを期待してはならない。」という明瞭な指令があります。

それから一九四六年の当時のスキップにもこういう趣旨がはっきりしております。そこでガリオア資金そのものを返還せよというような請求はアメリカ側としても私はできないはずだと思うのです。それから、もしそういうような請求がガリオアそのものの返還を要求するというようなことがございすれば、日本政府は拒否する、そういうつもりでございします。先ほど申しましたように、三公社その他にガリオア資金が一部入っていることは事実でございますが、それとこれは別として、要するに将来そういうパブリックユーティリティとして、役に立つものとしての程度に有用に使えるかということに着目して、ただで置いていけるかというところにひいてはどうか。先ほど大出委員からお話しになったような御見解は私もよくわかるのです。また沖縄の方々の感覚からいえばそういう御主張があることも私はよくわかりますけれども、ただ、日米間の折衝といたしまして、沖縄県の方々の御負担に絶対にならないように、いまだいえは本土政府としての気持ちといたしまして、若干のお金を国民の御理解を得て払わせていただきたというものが、これは大蔵大臣自身もその考え方に立っておりますので、政府としてそういう態度でまいりたいと思っております。

措置に関する事項がございします。これは非常に複雑でございます。土地等の返還及び原状回復の制限が土地使用等に関する特別措置法にはあります。つまり土地使用等に関する「土地等の返還及び原状回復の制限」の関連事項が幾つかありますが、これは本土内におきましては非常にむずかしい問題が各所にある。私もいまだに生じている問題があるのです。たとえば、横浜市の山手というところがございます。こゝあたりはたいへんな問題、当面問題になっただけでも五千坪からあるのですが、これはみんな個人所有の七十坪、五十坪、八十坪、大きくても三百坪ぐらいのその集積なんです。これはどうなっているかというところ、接収しましたから、大型の米軍トラックを通します。接収しておいて全部ぶちこわして広い道路にした。そしてびゅうびゅう車を走らした。それがだんだん数が減っていく段階で、今度はやれ何々バス、市営バスなんというのが走っております。ところが、さて接収が解除になった。解除になったから、さあ防衛施設庁のほうは、解除になりましたからお返しします。うっかり、では返していただきますと判こをついた。ついでみたけれども、さて自分の土地は道路になっている。私道です。そうすると、復元措置を要求すると、ここにあるこの規定で復元措置の方法がない。道路ですから現に走っているのですから、そこに鉄条網を張って、おれの土地だというわけにはいかない。そうすると、奇妙なことが起こる。ここでは「原状に回復することが著しく困難であるとき、又は土地等を原状に回復しないでもこれを有効且つ合理的に使用することができると認めるときは、その土地等を原状に回復しないで返還することができる。」こうなっております。

た。日本政府が、それを地位協定の適用というか、つこうその他いろいろありますが、とにかく引き受けた。建物その他あります。その復元措置なり何なりというものは日本政府の責任になる。その場合に復元措置のしようがない、著しく困難であるという場合には、復元しなくてもいいんだということになる。ところが、それではいい私があげた例じゃおさまらない。返しますといつて、自分の百坪の土地が道路になっている。判こをついていただいた。これはどうにもならぬ。ところがそんなものはいただけか、原状回復してから返してくれ、こう施設庁に言った、防衛庁に言った。その人は賃貸契約に基づく金をちゃんともらっているわけです。判こをついて自分の土地にしてしまった人、知らないで判こを押した人は復元をしてももらえない、おまけに契約の期限は切れるから金ほもらえない、こういう結果が出てくるのです。そうすると、受け取らないといつて突っぱっている人は、その土地はどうなっているかといつて、防衛庁の行政財産みたいになっている。そうすると、これはたゞさんの、四万人もある方々、民有地はあくまでも個別契約で努力するということがよほどいまだからそこらのことをきまかく詰めておいでにならぬと、あとでまたたいへんなことになってくる、こういう問題がございします。そこらのところ、条文にあるわけでありまして、地位協定の適用との関連等におきましてどういうふうになるか、これは外務省の所管でないとおっしゃれば、後刻またあらためて質問をいたしませうけれども、念のために聞いておきたい。

てきておりますから、その際に、そういう点につきましてでも大所高所から私たちからお願ひして処理をするようにいたしたいと思っております。

○大出委員 それでは最後に、この間私が本会議で申し上げました横須賀の妙なことになってしまっている件ですね。方針は変わってないのだというお答えだけで、キツネにつままれたような話なんですが、現地はそんなことを言ったってございまりがつかぬのです。ともかく横須賀市内だけで五千世帯にわたる、つまり五千名解雇されているところが、ここにも刻明な新聞があります。この間は本会議ですから言わなかったのですけれども、私も横須賀市の助役さんと何べんも連絡をとり、きのうも例の連絡会議で横須賀市長が私に一ぺん連絡してくれというところを言っているぐあいであり果てている。

それはどういふことかといふと、まず一つは、この席から申し上げてしまひますけれども、横須賀の市長長野さんが、実は第七艦隊司令官ウィズナー中将に非公式に会っている。ウィズナー氏といろいろやりとりをしている。助役も同席をしている。ところが、その席上でウィズナー氏は、七艦は佐世保なんかに行きません。住宅計画があるのでしよう。あれはやってないでしよう、行つたてとまるところがないです。というふうな話で横須賀市にございかりをかけるんだ、こう言っているわけですね。現状は、横須賀市も心配でワシントンに、ある筋を使ってペンタゴンの意向を確かめてみている。そうすると、昨年十二月二十一日の方針を特段の変更はいたしておりませんと答えている。これは一体どういふことになるのだ。これはどこでどうなつちやっているんだという問題だ。

もう一つは、あれだけ首を切った。県も市も隣の市も一生懸命になっている。横須賀の中で五千人も首になっているから、ぼくも正直のところ何人もお世話をしている。ところが、さて十三、十四日は土曜、日曜で、二日間米軍は休みですから、職場のチーフが個々のおたくを訪れて就労し

るという。言われてみたって、やっとその人は口を見つけて、私ら世話した都合もありますけれど、ほかに行くというところで話がついて行っている人もいます。ところが就労しろと言う。行かないと勝手に退職したんだからというので割り増し金ももらえないことになる。そうかといって片方を休めば——いまやっとなみ込んでつめたものをやるわけにはいかない。そこへ持っていったらもう一つは、じゃ就労してみても何カ月雇ってくれるのか、一年雇ってくれるのか、半年で首になるのか、三カ月か、これは全然わからぬのです。それで横須賀市に、市当局、これは困っているんだけれども何とかしてくれ。だから市長もウイズナリー氏に会うようなことになる。行かないと言う。

しかも話の中には、佐世保で艦船修理の要員を四十人募集したら三人しか来なかった。艦船修理部は昨年の十二月二十一日に外務省の皆さんの御意見も十分入って、共同コミュニケになっている。そうするとあれは払い下げませんという。何にするんだという市側が聞けば、民間の会社にもでも賃そうと思うという。そうなることは住友ですよ。そうするとますます迷いは深くなって、みんなやってくる仕事だから、かわらなくてそっちに行けるなら——前には政府の責任ある機関とか、つまり政府が幾らか金を出した、そういう形の機関とかいう話もあって、私の質問で三つの答弁が出ているのですよ。ところが、ずばり民間にと言う。そうするとまたそこで心配になるのはみんな長くつとめていますから、平均年齢四十九歳でしょう。賃金が高いほうをすばつと切って、若いところだけは拾っていった。賃金の高いほうはほり出して、新規採用者は採用して経費をコストダウンさせて、そうして米軍の艦船の修理については優先契約をして下げようなんということにされたんです。これは一体それこそ戦後四半世紀にわたってつとめてきたのは何じゃということになる。こういう感情はぬぐい切れないですね。それがそうになっているのに、外務省のルートを通しても防衛庁のルートを通じて、さっぱりわかりませんで済ましたんじや、現に家族をかかえてやっていく人間はどうするんだということになる。これは、そのところを本会議で私は承ってそれきりでまだ全然わかりませんと言われたんじや、ずいぶん無責任な話になるんじやないかと私は思うので、これだけは何とかはっきりしておいていただきたい、こう思うのです。いかがでございましょうか。

○愛知国務大臣 まず第一におおむねを申し上げなければならぬのは、外務省としましては、あの新聞記事が、神奈川新聞でございまして、これで事態を承知いたしました、本会議で御質問があるので早速に外務省といたしましてそれぞれ米側に照会をし折衝いたしました。それから同時に、防衛庁官とも私もさそく話し合いました、防衛庁側からいろいろの情報などをとることにつとめたんですが、ただいまのところ、とにかくそれはそうかと思うのですけれども、十二月二十一日の日米安保協議会で、それともかなりワーキングレベルの検討も積み重ねた上で、この種の問題としてはあの最高レベルの会議で決定して、そして新聞発表も合意の上でやったくらいのこととございまして、それからアメリカ政府としてはあの合意を現に発表したことに変更はありませんという態度を現に発表いたしました。また、それは米政府といえども、もしあらためて変更するというのなら、それなりに納得のできるような申し入れがあるかどうかとも思いますが、ただいまのところはそういう状況なのでございまして、非常に私どもも心配しております。しかし、さりとて一方からいえば、合意を正式にして、しかも照会に對して、いや、さような変更はございせんという態度なものでございまして、非常に私どもも頭を悩ましております。なお今後とも事態については早急にも、もしそういうことを米側がほんとうに考えて、下部機構だけの動きではないということになりますれば、またそれ相應の措置をしなければならぬ。これは大出さんにもよく御承知と思

いますけれども、日本政府としてもかねがね、まあ返せ返せと、簡単にいえば主張しているわけとございまして、あの十二月二十一日のときの横須賀の問題などは、こちら側としては受け入れ体制も若干自信のないところもあったんですが、せっかく向こうが返すというものですから、喜んで受け入れて早速に政府内部でも協議をいたしまして受け入れ体制などもちゃんと用意したわけでございまして、政府としても、もし先方が変更するというものでありますと相当これは重大な問題だと思っておりますので、なおよく事態を見詰めてまいりたい。そして一刻もすみやかに御本人たちはもとよりのこと、その御家族は横須賀の方々の御心配をすみやかに解消するようにいたしたいと思っております。

○大出委員 これは大臣おっしゃること、私もきのうやきょう大臣とやりとりしているのじゃないからよくわかるのですが、ただこれは横須賀市としても困り果てているというんですね。ということ、上のほうが変わったんだといってくるならそれなりに処理のしようがあるというわけですよ。ところが、変わっていないという限りは現場で動きがなければいいというわけですよ。実際に現場で動きがあつて、やたら言われていて、そして心配だから司令官に会ってみたらいけないよと言っていて、それじゃどうしろというのだ、方針も立たなければ何にもできない。こんなことではおかれて、これは市の中です、市民ですからね。そういうことになっているのに、それが何日も続いて、しかもさっぱりわからぬで済む筋合いが。軍のことですから、あした変わることもできようまで言わないというところが旧来の習性ではあります。おまけに外務省がお入りになって、防衛庁が入って、そして参事官がお入りになって、あるいはアメリカ大使館、米軍と四者が協議をずつとやってこられたのは私も知っています。だから百も承知でこの席で言わなかったことでもある。だけれども、あれだけ詰めたことですから、そこでいつもこちら側の自主性というものがはつきり

きないで、常に向こうさまがいろいろやることをしかたがないといつてくついているのでは、もうおさまりがつかぬ時期にあるというふうには私は思うのですよ、その点は。だから、あれだけ混乱しているのに、実はけさも電話で話したようなぐあいですが、それでもなおかつわからぬで困る。何らか外交ルートをお持ちなのは私のほうではないので、やはり政府の責任というものは明確にしていだきませんと、さっぱり見当がつかぬ、宙ぶらりんでどうしたらよからうといつて額を集めているだけでは、あまりといえればこれは気の毒ですから、何としてもこれは早くはつきりさせていいただきたい。わからぬものはいまさらここで言ってもしかたがありませんから、この点だけひとつつけ加えておきます。

○愛知国務大臣 まことにございまして、ほんとうにこれは困ったこととございまして。実はこの間の本会議の御質問も、その後委員会において他の方からもやはり御意見がございましたので、国会における御議論も全部アメリカ側に、このとおり重大な波紋を描いている、即刻きちっとしなければいかぬということを添えまして、申し入れ、照会、交渉をいたしております。一刻もすみやかに何とかけりをつけたいと思っております。

○天野委員長 次回は、来たる二十三日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後一時四十七分散会

昭和四十六年二月二十三日印刷

昭和四十六年二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局